

# 来庁者用駐車場整備工事

図面リスト		
意匠図		
図番	図名	縮尺
A-01	特記仕様書1	—
A-02	特記仕様書2	—
A-03	特記仕様書3	—
A-04	特記仕様書4	—
A-05	案内図・配置図	図示
A-06	平面図_改修前・改修後	A3 S=1:150
A-07	平面詳細図・断面図・立面図1	A3 S=1:100
A-08	平面詳細図・断面図・立面図2	A3 S=1:100
A-09	平面詳細図・断面図・立面図3	A3 S=1:100
A-10	路盤整備図	A3 S=1:150
A-11	路盤整備図_部分詳細図	図示
A-12	駐輪場屋根詳細図	A3 S=1:60
A-13	駐輪場ライン図	A3 S=1:100
A-14	車止め詳細図	図示
A-15	フェンス詳細図	図示
A-16	駐車場看板詳細図1	図示
A-17	駐車場看板詳細図2	図示
A-18	仮設計画図	A3 S=1:500
電気設備図		
E-01	平面図	図示

## 第1編 共通事項

### ■ 第1章 工事概要

1. 1 工事件名 来庁者用駐車場整備工事  
1. 2 工事場所 日野市神明1-13-3の一部  
1. 3 敷地面積 622.90 m<sup>2</sup>  
1. 4 工事規模  
建物名称 市役所第三駐車場  
構造規格 鉄骨造・地上1階建て(3棟)  
延べ面積 105.57 m<sup>2</sup>

1. 5 工期  
工 期 契約確定日の翌日～令和8年6月30日  
概成工期 契約確定日の翌日～令和8年6月16日

(1) 本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

作業不能日数：0日間

(2) 上記(1)は、環境省が公表する「関東地方\_東京\_八王子地点」におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（2019年（令和元年）～2023年（令和5年））について、本工事の工期に対応する期間（「東京都の休日に関する条例」第1条第1項に規定する東京都の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時間間にWBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したもの5年分を平均したもの。

(3) 気象状況により工期内に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定期的現場作業時間において、環境省が公表する「関東地方\_東京\_八王子地点」におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長に関する協議を申し出ることができる。

### 1. 6 備考

### 1. 7 工事概要

## ■ 第2章 一般事項

### (1) 情報セキュリティポリシーの遵守

1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。  
2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式6）を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。  
3) 本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。

### (2) 環境負荷低減の取組について

1) 日野市では、「SDGs 未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事業事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。  
一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。  
このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。  
①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について  
⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言  
2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。  
ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。

(3) 障害を理由とする不当な差別の取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第4号）」に基づき、次の事項に留意すること。  
1) 障害を理由とする不当な差別の取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供を行うこと。また、従業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。  
このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。  
2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。  
なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

### (4) 内部通報制度

1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。  
本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に係る法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。  
2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことの理由として、不利益な取扱いを受けたと思ったときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。  
なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

### (5) 環境により負荷の小さい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用される場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。  
・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。  
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

## 注意事項

- (1) 受注者は、工事着手前に監督員及び施設管理者と工程・作業内容・作業時間・工事関係車両の運行等について十分な打合せを行わなければならない。  
(2) 受注者は、来庁者等への安全対策を十分に行い、事故発生防止に努めなければならない。  
(3) 工事期間中、庁舎は通常通りの業務を行っているので、騒音・振動・臭気等の発生の恐れがある作業を行う場合は、事前に監督員に報告し、業務の支障にならないよう配慮しなければならない。  
(4) 既存部分の撤去については、騒音・ほこり等の発生を極力防止すると共に、飛散の恐れのある箇所については、十分な養生を行わなければならない。  
(5) 工事場所付近の道路・敷地・工作物・建築物等を汚損・破損させた場合は、受注者の責任において工事しゆん工期までに原形復旧しなければならない。  
(6) 国面等において判明し難い箇所、施工時に生じた疑義は、必ず監督員と協議しなければならない。  
(7) 使用材料は事前にカタログ・見本等を市監督員に提出し承諾を得なければならない。  
(8) 工事提出書類は、「工事受注者の作成する書類（令和7年2月 日野市総務部建築営繕課）」の定めによるものとする。

(2) それぞれの運用については、次による。

### 段階別部分払

#### ア 請求時期及び出来形

- (7) 請求時期は、発注者の示す標準請求時期を基準として、発注者と協議して定める。  
(4) 請求時期における出来形は、認定に適するものとし、その内容は別紙「工種別出来形及び認定率表」のとおり  
イ 出来高率表の提出  
受注者は、請求回数ごとの出来形に対応する出来高率を、発注者の示す工種別構成率と工種別出来形及び認定率表により算出し、段階別部分払出来高率表を作成の上、第1回部分払請求時に提出する。

なお、工種別の分類項目は、発注者の示す項目によるものとする。

### 特例工事部分払

#### ア 請求時期

請求時期は、受注者の希望する時期とし、発注者と協議して定める。

#### イ 来出高率表の提出

- 受注者は、発注者の示す工種別構成率と請求時期における各工種別の出来高により出来高率を算定し、特例工事部分払出来高率表を作成の上、その請求の都度提出する。

なお、工種別の分類項目は、発注者の示す項目によるものとする。

## 3.2 一部しゆん功払

- (1) 工事請負契約書第38条に規定する指定部分に係る工事が一部しゆん功し、検査に合格したときは、指定部分に相応する契約代金を支払う。指定部分の出来高割合は 1%を支払う。  
(2) 指定部分の内容  
(3) 請求額の算定  
前金払、部分払が行われている場合は、当該部分に相当する支払い済額を除く。

## ■ 第4章 施工区分

### 4. 2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の支払いは、次による。

- 受注者の負担とする。  
・ 発注者の支給とする。

## 第2編 工種別事項

### ■ 第1章 総則

#### ■ ■ 第1節 一般事項

##### 1.1.4 官公署その他への届出手続等

工事の着手、施工又は完了に当たり、「労働安全衛生法」第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手續等について十分調査の上、これを遅延なく行う。

##### 1.1.5 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者

- (1) 本工事が日野市議会立案工程の場合は、日野市議会で可決され契約を締結する前まで、配置予定の監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）は、他の工事に専任で從事することができる。

また、本工事における現場代理人の兼務については、次のとおりとする。

- ・認めない。

・認める。現場代理人を兼務する場合の詳細は、別紙「現場代理人の兼務要件について」による。

##### 2. 5 工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

##### 2. 6 公共事業労務費調査に対する協力

(1) 本工事が公共事業労務費調査の対象となつた場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し、提出する等、必要な協力をしよう。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。

(2) 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して調査・指導を行う対象になった場合は、受注者は、その実施に必要な協力をしよう。また、調査・指導が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。

(3) 公共事業労務費調査の対象工事となつた場合は、正確な調査票等の提出ができるよう、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に従つて就業規則を作成するとともに、賃金台帳を作成・保存し、日頃から使用している現場労働者の賃金・労働日数・時間等の記録を適切に管理しておく。

(4) 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二回以降の下請負人を含む）が(3)と同様の義務を負う旨を定めること。

○ 事務完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(3) 専任の監理技術者等が、技術研修のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

○ 事務で監理技術者を配置する場合において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置については、次のとおりとする。

- ・認めない。

○ 認める。特例監理技術者を配置しようとする場合は、別紙「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）及び監理技術者補佐の配置要件について」による。

##### 1.1.7 工事実績情報の登録

契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。

【登録先】 JACICのホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。

##### 1.1.10 施工体制台帳等

- (1) 施工体制台帳（下請負契約金額を記載した下請負契約書の写しを含む。二回請負以下も同様とする。）及び施工体系図については、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき作成し、写しを監督員に提出する。

(2) 施工体系図は、当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示するとともに、掲示状況写真を監督員に提出する。

(3) 監督員から工事現場の施工体制が施工体制台帳及び施工体系図の記載に合致していることの確認を求められたときは、速やかに応じる。

(4) 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出する。

(5) 施工体系図には、一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期を記載する。

### 1.1.16 建設副産物の処理

#### (1) 建設副産物の取扱いは、次による。

##### ア 建設副産物の処理

受注者は、建設副産物の処理にあたっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」（島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）」（東京都）とする。以下同じ。）及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再利用及び適正処理に努める。

##### イ 施工計画書へのリサイクル計画の記載事項

受注者は、工事を実施するに当たり計画的かつ効率的にリサイクルを実施するため、リサイクル計画を作成し、施工計画書に含めさせて監督員に提出する。

なお、施工計画書には以下の事項の他、必要な事項について記載する。

##### (7) 工事概要等

工事件名、工事場所、現場代理人名、監理技術者名又は主任技術者名、廃棄物管理責任者名、工期、工事概要等を記載する。

##### (8) 現場での分別

工事現場における建設副産物等の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舎等における紙、生ごみ、カゴビン類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等を記載する。

##### (9) 解体工事計画

建築物の解体工事の場合は、解体業者名（建設業者名）、技術管理者氏名（主任技術者又は監理技術者氏名）、分別解体等の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類・数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法などを記載する。

##### ウ 施工計画書の添付書類

受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。

##### (7) 再生資源利用計画書

受注者は、「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS」という。）により作成する。

## ク リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認

建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。

### (7) 再生資源利用実施書

受注者は COBRI S に必要なデータを入力して作成する（工事完了後 5 年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

- ① 土砂を搬入する工事
- ② 砕石を搬入する工事
- ③ 加熱アスファルト混合物を搬入する工事

### (4) 再生資源利用促進実施書

受注者は COBRI S に必要なデータを入力して作成する（工事完了後 5 年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

- ① 建設発生土を搬出する工事
- ② コンクリート塊・アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
- ③ 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト及びその他の廃棄物を一品目当たり 1 トン以上搬出する工事

### (5) リサイクル阻害要因説明書

工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざる得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。

- ① コンクリート塊・アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合
- ② 建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合
- ③ 土砂等の利用工事において新材を使用する場合
- ④ 砕石の利用工事において新材を使用する場合（多摩地区における再生粒度調整碎石は除く）
- ⑤ アスファルト混合物の利用工事において新材を使用する場合（N7（旧D）交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除外する）
- ⑥ 現場内で分別を行わない場合

### (6) 搬入完了報告書（島じょにおける工事の場合）

### (7) マニフェストの提示

受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行なう。マニフェスト（紙）のうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

### (8) 集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。

### (9) リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写真でもよい）を監督員に提示する。

その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。（具体的には、再生利用認定制度や再生利用制度（個別指定）等における建設泥土の再生利用等の法的なマニフェストの交付が不要な再生が対象となる。）

### (10) リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写真でもよい）を監督員に提示する。

## (2) 建設副産物の処理は、次による。

### ア 現場において再使用、再生利用及び再生資源化を図るものは、次による。

### (7) 建設発生土の再利用

埋戻し及び盛土については、次による。

受注者は、土材料を工事現場に搬入する場合、搬入元の管理者に対して受領書を交付する。

指示が無い場合は建設発生土の使用を標準とし、建設発生土の品質、適用用途等は「発生土利用基準について」（平成 18 年 8 月 10 日付国官技第 112 号、国官統第 309 号、国営計第 59 号）によるものとする。

指定処分を行なう工事が土材料を調達する場合は、建設発生土を搬出する同一の搬出先から土材料を調達すること（セット利用）を原則とする。

上記により難い場合は、監督員と協議するものとする。

### ○ 現場で発生した建設発生土を使用する。

次のストックヤードから、ストック土（第一種建設発生土）を搬入する。  
区・市 地先

次の他工事からの建設発生土を受け入れる。運搬は、発生側工事による。  
なお、受注者は工事間利用を円滑に行なうため、相手工事の受注者と縦密に協議する。

建設工事  
地先）  
（区・市 地先）

東京都建設発生土再利用センターからストック土（第一種建設発生土）を搬入する。

東京都建設発生土再利用センターから改良土（第一種建設発生土）を搬入する。

コンクリート塊を原料とした再生砂（RC-10 等）を使用する。

なお、六価クロムについて、平成 3 年 8 月 23 日付環境庁告示第 46 号による測定方法に基づき、あらかじめ土壤の汚染に係る環境基準に適合することを確認する。また、試料には再生砂製品を直接使用し、1 購入先当たり 1 検体の試験を行う。

次の場所から、土を搬入する。

搬入元名称  
（区・市 地先）

### (4) 建設廃棄物の現場内再利用

現場においては、次の方法で建設副産物の再利用を図る。

コンクリート塊については、粒の大きさを mm 以下に碎いて埋め戻し、（路盤材料、）に再利用する。

伐採材及び伐根材については、現場においてチップ状に破碎する等加工し、（チップ舗装・堆肥・木杭、）に再利用する。

発生するについては、に再利用する。

なお、再生資源の材料仕様は、「1.4.2 材料の品質等(8)」による。

ウ 発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次による。

（7） 発注者に引渡しを要するものは、次による。

（8） 特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次によるほか、処理方法については、追記 2 の「特別管理産業廃棄物及び特定物質等の建設副産物の処理及び回収」による。

## ○ 「1.5.1 事前調査(1)」及び「第 29 章 石綿除去工事」による。

オ 構外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。

### (7) 建設発生土の取扱い

受注者は、建設発生土を次の場所へ搬出し、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する資源有効利用促進法令の取組（再生資源利用促進計画の作成、提出と説明、通知、掲示、報告、保存並びに受領書による管理等）を実施する。

### ・ 現場内利用（工事現場外一時仮置き）

ストックヤード（区・市 地先）へ搬出し、一時仮置きをする。仮置きを行う場合は、周辺環境に配慮し、必要な措置を講じる。

### ・ 工事間利用

次の工事現場へ搬出する。

なお、受注者は、工事間利用を円滑に行なうため、相手工事の受注者と縦密に協議する。

### 建設工事現場

### （区・市 地先）

搬出に先立ち、土壤汚染対策法規則及びダイオキシン類対策特別措置法に従った土質試験を搬出前に実施し、その結果を工事間利用先工事の発注部局に通知する。なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。

### ○ 指定処分 I（最終搬出先の記録の作成、保存が不要）

本工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。

受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分 I 又は指定処分 II に該当するものでなければならない。

東京都建設発生土再利用センター（（公財）東京都都市づくり公社）へ搬出する。

株式会社建設資源広域利用センター（以下「UCR」という。）事業地の次の場所へ搬出する。

### 地区（区・市 地先）

中央防波堤内側埋立地（東京港埠（ふ）頭株式会社）へ搬出する。

新海面処分場（新海面埋立地及び中央防波堤外側埋立地：東京港埠（ふ）頭株式会社）へ搬出する。

### 搬出先名称（区・市 地先）

指定処分 II（最終搬出先の記録の作成、保存が必要）

本工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。以下の搬出先は、最終搬出先の記録の作成、保存を行なわなければならない。

受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分 I 又は指定処分 II に該当するものでなければならない。

最終搬出先の記録を作成するため、本工事から搬出された建設発生土が他現場の建設発生土と混合しないよう搬出先では区分管理されるようにする。万が一、他現場の建設発生土と混合してしまった場合は、混合した建設発生土全量を対象に最終搬出先の記録を作成する。

### 搬出先名称（区・市 地先）

（イ）異物混入の防止

受注者は、建設発生土の積込み・搬出に当たっては、コンクリート塊、木くず、金属くず等と分別し、これらの異物が混入しないよう搬出・運搬しなければならない。

受注者は、建設発生土の積込み・搬出に当たり、現場での分別状況を写真撮影し、工事記録写真に含めて監督員に提出しなければならない。ただし、建設発生土の掘削のみの場合など異物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。

### （6）建設廃棄物の取扱い

受注者は、COBRI S 等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。

本工事では、次の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、事前に監督員の承諾を得た場合は、受注者はこれ以外の施設を選定することができる。

なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができるとしている。

### ・ コンクリート塊

（住所／搬出距離／搬出量／搬出条件等）

### ・ 电気・機械設備工事

（住所／搬出距離 約 km 搬出量 約 m<sup>3</sup> 搬出条件：）

### ・ その他関連工事

（住所／搬出距離 約 km 搬出量 約 m<sup>3</sup> 搬出条件：）

### ・ 建設泥土

（住所／搬出距離 約 km 搬出量 約 m<sup>3</sup> 搬出条件：）

### ・ 建設混合廃棄物

（住所／搬出距離 約 km 搬出量 約 m<sup>3</sup> 搬出条件：）

### ・ 住 所

（搬出距離 約 km 搬出量 約 m<sup>3</sup> 搬出条件：）

### ・ 住 所

（搬出距離 約 km 搬出量 約 m<sup>3</sup> 搬出条件：）

### ・ 住 所

（搬出距離 約 km 搬出量 約 m<sup>3</sup> 搬出条件：）

### ・ 住 所

（搬出距離 約 km 搬出量 約 m<sup>3</sup> 搬出条件：）

### ・ 住 所

（搬出距離 約 km 搬出量 約 m<sup>3</sup> 搬出条件：）

### ・ 住 所

（搬出距離 約 km 搬出量 約 m<sup>3</sup> 搬出条件：）

### ・ 住 所

（搬出距離 約 km 搬出量 約 m<sup>3</sup> 搬出条件：）

### ・ 住 所

（搬出距離 約 km 搬出量 約 m<sup>3</sup> 搬出条件：）

### ・ 住 所

（搬出距離 約 km 搬出量 約 m<sup>3</sup> 搬出条件：）

### ・ 住 所

（搬出距離 約 km 搬出量 約 m<sup>3</sup> 搬出条件：）

### ・ 住 所

（搬出距離 約 km 搬出量 約 m<sup>3</sup> 搬出条件：）

</

合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を根拠を踏まえて作成し、監督員に提出する。また、当該チェックリストの電子情報を格納した電子媒体を、併せて監督員に提出する。

なお、チェックリストは、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照すること。

(2) ホルムアルデヒド放散量について、放散等級の表示によらないものは以下のとおりとする。

#### 1.4.2 材料の品質等

(1) 本工事に使用する材料のうち、新品を使用しなくてよいものは、次によるほか、(8)による。

(8) 次の再生材の品質は、次による。

○ 次の材料の品質は、「土木材料仕様書」（東京都建設局）による。

（土木材料仕様書については、東京都建設局ホームページを参照する。）

ア 再生クラッシュラン（RC-40、RC-30）

イ 再生粒度調整碎石（RM-40、RM-30）

ウ 再生砂（RC-10）

エ 再生加熱アスファルト混合物

オ 改良土

カ 粒状改良土

キ 流動化処理土

ク 再生骨材を用いたコンクリート

ケ コンクリート用再生骨材H

コ 再生粒度碎石（浸透トレーニング用）

・

#### 1.4.4 材料の検査等

(1) 本工事に使用する材料は、別に定める「財務局材料検査実施基準」（東京都財務局）に基づく検査を受け、合格したものを使用する。

(6) コンクリートの圧縮強度試験は、「6.9.3 コンクリートの圧縮試験」(2)の構造体コンクリートの強度の判定（表6.9.3 供試体の養生方法、材齢及び試験回数）用に作成された供試体を用いて行う、「6.9.5 構造体コンクリート強度の判定」をいう。

標準仕様書に定める試験機関等については、東京都都市整備局ホームページに登載されているので、参照する。

#### 第5節 石綿含有建材の調査

##### 1.5.1 事前調査

(1) 本工事の対象である建築物その他の施設等において、石綿が含有していることが判明している建材等は、次による。

・ 分析調査結果による。

・ 図面による。

(2) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は同様の調査を行う。これには外構工事における工作物等も含む。なお、事前調査を行うことができる石綿等に関する知識を有する者等とは以下の者である。

① 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成30年10月23日 厚生労働省 國土交通省 環境省告示第1号、令和2年7月1日改正）に基づき厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）

② （一社）日本アスベスト調査診断協議会に令和5年9月30日までに登録されたものただし、戸建住宅及び共同住宅の住戸部分の内部の事前調査に限っては、前記「登録規定」に基づく講習を修了した戸建等石綿含有建材調査者も行うことができる。

また、事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に問わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に報告する。また、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提示すること。

なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。

（参考）

##### 【報告対象となる工事】

① 解体部分の床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事

② 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事

③ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作的な解体または改修工事

※いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に問わらず報告が必要。

※事前調査結果の報告は原則として、「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。

詳細は、厚生労働省HP「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局HP「東京都アスベスト情報サイト」等を参照

工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。なお、新たに分析調査を行う場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

(3) 分析方法は、次による。

「建材中の石綿含有率の分析方法について」〔平成18年8月21日付け基発第0821002号（厚生労働省）（令和3年12月22日付け基発1222第18号により一部改正）参照〕

・ JIS A 1481-1（定性分析）

・ JIS A 1481-2（定性分析）

・ JIS A 1481-3（定量分析）

・ JIS A 1481-4（定量分析）

・ JIS A 1481-5（定量分析）

「分析を行なう者は、十分な経験及び必要な能力を有するもの」については、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省・環境省）の「調査を適切に行なうために必要な知識を有する者」に関する記載を参考とする。また、試料採取に際して、石綿の飛散防止を徹底するとともに、採取後は石綿飛散防止剤（固化剤）を散布し、粉じんが飛散しないよう補修する。

・ 本工事であらかじめ分析調査を指定する箇所は次による。

材料の種類	使用箇所	備考
室名	部位等	
・		
・		

#### 第7節 施工

##### 1.7.7 排出ガス対策型建設機械

次の建設機械には、排出ガス対策型を用いるものとする。

○ 一般工事用建設機械

（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW）

(1) バックホウ

(2) ホイールローダー

(3) ブルドーザー

(4) 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。）

(5) 空気圧縮機（可搬式）

(6) 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）

(7) ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）

(8) ローラー類（ロードローラ、タイヤローラ又は振動ローラ）

（「道路運送車両法」（昭和26年法律第185号）による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）

##### 1.7.8 低騒音・低振動型建設機械

(1) 次の建設機械には、低騒音型を用いるものとする。

ア バックホウ

イ クラムシェル

ウ トラクターショベル

エ クローラークレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン

オ 油圧式杭圧入引抜機

カ アースオーガー

キ オールケーニング掘削機

ク アースドリル

ケ ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー

コ アスファルトフィニッシャー

サ 空気圧縮機

シ 発動発電機

(2) 次の建設機械には、低振動型を用いるものとする。

ア バイプロハンマー

##### 1.7.9 化学物質の濃度測定

(1) 化学物質の濃度測定は、次による。

○ 測定は行わない。

・ 次のとおり第三者の専門業者に委託して測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認した上で、監督員に報告する。

なお、改修工事の場合は、工事の完了後に測定する部屋をその着手前にも測定し、測定値を監督員に報告する。

・

(2)

ア ホルムアルデヒド

(7) 測定方法は、次による。

なお、他の測定方法による場合は、採用した測定機器の特性等を考慮し、事前に監督員と協議する。

・ パッシフ型採取機器によるDNPH誘導体固相吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法

・ アクティブ型採取機器によるDNPH誘導体固相吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法

・

##### (4) 測定する室及び箇所（回数）

室名	箇所数	回数／時期
・		
・		
・		

イ トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びステレン

(7) 測定方法

・ パッシフ型採取機器による固相吸着／溶媒抽出法－ガスクロマトグラフ／質量分析法

・ アクティブ型採取機器による固相吸着／溶媒抽出法－ガスクロマトグラフ／質量分析法

・ 型採取機器による固相吸着／加熱脱着法－ガスクロマトグラフ／質量分析法

・ 容器採取－ガスクロマトグラフ／質量分析法

・

##### (4) 測定する室及び箇所（回数）

○ (1) ホルムアルデヒドのイによる。

・ 次による。

室名	箇所数	回数／時期
・		
・		
・		

##### ウ 空気試料の採取方法等

空気試料の採取方法等は、原則として厚生労働省から示されている「室内空気中化学物質の採取方法と測定方法」による。ただし、本工事に適用が困難な部分については、監督員と協議する。

エ 測定後の措置

測定の結果、厚生労働省の定める指針値を上回った場合の措置については、監督員と協議する。

※ 参考：対象物質の厚生労働省の指針値（令和7年1月時点）

ホルムアルデヒド 100 μg/m<sup>3</sup> (0.08ppm)

トルエン 260 μg/m<sup>3</sup> (0.07ppm) エチルベンゼン 370 μg/m<sup>3</sup> (0.085ppm)

キシレン 200 μg/m<sup>3</sup> (0.05ppm) スチレン 220 μg/m<sup>3</sup> (0.05ppm)

（単位の換算は、25°Cの場合による。）

#### 第9節 しゅん功図等

##### 1.9.1 完了時の提出図書

(1) 提出図書

ア しゅん功図は、次による。

が25.0°Cを超える期間)において、コンクリート温度が35.0°Cを超えると予測された日は、酷暑期と判断することができる。  
 イ コンクリートの調合は、試し練りにより定めることとし、「6.3.2 コンクリートの調合」計画調合の決定(「試験方法」によるほか、「暑中コンクリートの施工指針・同解説(2019年7月改定)」(日本建築学会)を参照にスランプの経時変化を確認する。(実験データの無い化學混和剤を用いる場合は、凝結性状を確認すること。)  
 ただし、「6.2.1 コンクリートの種類」(i)コンクリート種別I類 JIS Q 1001(適合性評価―日本産業規格への適合性の認証一般認証指針(鉄工業品及びその加工技術)及びJIS Q 1011(適合性評価―日本産業規格への適合性の認証一分野別認証指針(レディーミクストコンクリート))に基づき、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)の適合認証に際して、コンクリート温度の上限値を38度とした認証コンクリートは、試し練りを省略できる。

ウ 「6.12.2 材料及び調合」に関わらず、材料及び調合は次による。

スランプ	受入れ時点の目標スランプ: 21 cm
単位水量	1.85 kg/m <sup>3</sup> 以下
単位セメント量・水セメ	単位セメント量: 31.5 kg/m <sup>3</sup> 以上 水セメント比: 5.7% 以下
シント比	
混和材料	JIS A 6204(コンクリート用化学混和剤)高性能AE減水剤(還延形) (日本建築学会近畿支部が行った「暑中コンクリート対策ニコア2018」において実験済みの製品とする。)
圧縮強度の標準偏差σ	工場の実績を基に定める。 実績がない場合は、2.5 N/mm <sup>2</sup> または0.1 Fm の大きい方の値

#### 構造体強度補正値 (z<sub>s</sub> S<sub>9.1</sub>)

セメントの種類	構造体強度補正値z <sub>s</sub> S <sub>9.1</sub> (N/mm <sup>2</sup> )
早強ポルトランドセメント	
普通ポルトランドセメント	6
高炉セメントB種	
中庸熟ボルトランドセメント	3
フライアッシュセメントB種	
低熱ボルトランドセメント	0

④ 施工計画書に圧送車の防暑対策やコールドジョイント対策(打設区画の設定、締固め方法等)や打設後の湿润養生方法などを定め、監督員に提出した承を得ること。施工計画作成にあたっては、「暑中コンクリートの施工指針・同解説(2019年7月改定)」日本建築学会を参照にすること。

## 第18章 塗装工事

### 第1節 共通事項

#### 18.1.3 材料

(5) 塗料は、トルエン等の含有量の少ない水性形のものを原則とするほか、図面(仕上げ表等)による。

また、「1.4.1 環境への配慮」による低 VOC 塗料は、次による。

ア 建築物内装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、VOC 含有量 1%以下(鉄部用は5%以下)の水性塗料であること。

イ 建築物外装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、従来の溶剤型塗料と比較し VOC 含有量を低減した塗料であること。

塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。また、施工時及び施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させるものとする。

### 第21章 外構工事

#### 第2節 鋼装工事

##### 21.2.1 路床

路床の勾配を確保するため、盛土・切土がある際は、20 cm厚ごとに締め固めること。

##### 21.2.2 路盤

(1) ア 路盤の厚さは、次による。  
○ 図面による。

(2) 材料  
ア 路盤材料は、次による。  
○ 再生クラッシャラン RC-40(品質については、「1.4.2 材料の品質等(8)」による。)  
○ 再生粒度調整碎石 RM-40(品質については、「1.4.2 材料の品質等(8)」による。)

##### 21.2.3 アスファルト舗装

(1) 舗装の構成及び仕上り  
ア 舗装の構成及び厚さは、次による。  
○ 図面による。

エ 舗装の平たん性は、次による。

- (3) 配合その他  
ア 表層及び基層の加熱アスファルト混合物並びに再生加熱アスファルト混合物の種類は、次による。  
○ 表層は再生密粒度アスファルト混合物とし、基層は再生粗粒度アスファルト混合物とする(品質については、標準仕様書「表21.2.6 石粉の粒度範囲」及び「表21.2.7 加熱アスファルト混合物等の種類及び標準配合」によるほか、「1.4.2 材料の品質等(8)」による。)
- ・ また、本工事に使用するアスファルト混合物及び再生アスファルト混合物で、「アスファルト混合物事前審査」の認定を受けた混合所の認定混合物を使用する場合は、認定証の写しを監督員に提出し、この場合の品質管理は追記1の「アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準(試行)」(東京都建設局)による。
- (5) 試験  
ウ(ア) アスファルト混合物等の抽出試験は、次による。
  - ・ 行う。
  - 行わない。

#### 21.2.5 カラー舗装

- (1) 舗装の構成及び仕上り  
ア 舗装の種類は、次による。
  - ・ 加熱系
  - 常温系
- イ(ア) 加熱系カラー舗装の構成及び厚さは、次による。  
表層に用いる加熱系混合物の結合材の種類は、次による。
  - ・ アスファルト混合物
  - ・ 石油樹脂系混合物
- ウ 常温系カラー舗装は、次による。  
工法は、次による。
  - ・ 図示による。
- 着色部の下部は、次による。
  - アスファルト舗装
  - ・ コンクリート舗装
- (2) 材料  
ア(ア) 添加する着色骨材又は自然石は、次による。
- (3) 配合その他  
ア(イ) 結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料の添加量は、次による。
- イ ニード工法、塗工法の配合その他は、次による。

#### 21.2.8 緑石及び側溝

- (1) 材料  
ア コンクリート緑石及び側溝の種類、形状、寸法等は、次による。
 

種類	形状、寸法等	使用箇所
・ 緑石	歩道境界ブロック切下げ用・乗用車	駐車場部分
・ 側溝	U字溝用グレーチング	駐車場部分
- イ 現場打ちの場合、コンクリート及び鉄筋は、次による。(21.3.2(8)(9))
  - ・ 地盤の材料は、次による。
  - 再生クラッシャラン (RC-40)
    - ・ 切込み砂利
    - ・ 切込み碎石
- (2) 施工  
ア 砂利地業の厚さは、次による。

#### 第3節 排水工事

##### 21.3.1 共通事項

雨水浸透施設の敷設は、次によるほか、「東京都雨水貯留・浸透施設技術指針」及び「公共施設における一時貯留施設等の設置に係る技術指針」(東京都総合治水対策協議会)、並びに「外構工事設計要領(構内舗装・排水等編)」(東京都財務局建築保全部)を参照すること。  
○ 図面による。

#### 21.3.2 材料

- (1) 排水管用材料の材種、管の種類・記号、呼び径等は、次による。
 

材種	管の種類・記号	呼び径等	使用箇所
・ 遠心力鉄筋コンクリート管	外圧管(1種)		
・ 硬質ポリ塩化ビニル管	・ VP ・ VU ・ RS-VU(注1)		
・ 硬質ポリ塩化ビニル管継手	・ DV(注2) ・ VU継手(注3)		

(注1) RS-VU(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管: JIS K9797)

- (注2) DV(排水用硬質塩化ビニル管継手: JIS K6739)
- (注3) VU継手(屋外排水設備用硬質塩化ビニル管継手: AS 38)
- (4) 側塊の形状及び寸法は、次による。

- ・ ます
- (5) 排水 構 及び蓋の種類等は、次による。
  - P II、P IV、P VII
- (6) グレーティングの材質、用途、適用荷重、メインバーピッチ、ボルト固定の有無等は、次による。
  - 鋼鉄製、細目グレーティング蓋 T-6
- (7) 地業の材料は、次による。
  - 砂利地業(4.6.2(1))
  - 再生クラッシャラン (RC-40)
    - ・ 切込み砂利
    - ・ 切込み碎石

#### 21.3.3 施工

- ます
- (5) 側塊、排水 構 及び蓋  
オ(ア) 足掛け金物の材料は、次による。
  - ・ 加熱系
  - 常温系
- イ(ア) 加熱系カラー舗装の構成及び厚さは、次による。
- (6) 遠心力鉄筋コンクリート管  
ア 基底の厚さ及び種類は、次による。
- (7) 硬質ポリ塩化ビニル管  
ア 基底の厚さ及び種類は、次による。

#### 第4節 その他の外部工事

##### 21.4.2 門扉、フェンス等

- (2) 材料  
ア 金属製の格子フェンス及び門扉の種類、寸法、材質等は、次による。
- イ ネットフェンスの種類、寸法等は、次による。
  - 図面による。
  - エ フェンスの基礎は、次による。
    - ・ 図面による。
- (3) 工法等  
オ 見え掛り部分及び埋込み部分の表面処理は、次による。

#### 21.4.3 自転車置き場

- (1) 自転車置き場の寸法、材質等は次による。
  - 図面による。

## 第27章 塗装改修工事

### 第1節 共通事項

#### 27.1.3 材料 (18.1.3 材料)

(2) 塗装改修工事における防火材料は次による。

- (5) 塗料は、トルエン等の含有量の少ない水性形のものを原則とするほか、図面(仕上げ表等)による。
 

また、「1.4.1 環境への配慮」による低 VOC 塗料は、次による。

ア 建築物内装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、VOC 含有量 1%以下(鉄部用は5%以下)の水性塗料であること。

イ 建築物外装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、従来の溶剤型塗料と比較し VOC 含有量を低減した塗料であること。

塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。また、施工時及び施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させるものとする。

### 第2節 下地調整

#### 27.2.1 施工一般

- 既存塗膜の除去範囲は、次による。
  - 既存駐輪場屋根(サイクルポート)の鉄鋼面

#### 27.2.3 鉄鋼面の下地調整

- 鉄鋼面の下地調整の種別等は、次による。
 

種 別	施工部
・ R A種	

OR B種	既存駐輪場屋根(サイクルポート)の鉄鋼面
・ R C種	

## 第4節 さび止め塗料塗り

#### 27.4.3 さび止め塗料塗り

- (1) 鉄鋼面のさび止め塗料塗りの工程  
合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)及びつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EPO-G)の場合

種 别	使用箇所
○ A種	既存駐輪場屋根(サイクルポート)の鉄鋼面
・ B種	
・ C種	

## 第8節 耐候性塗料塗り(DP)

#### 27.8.2 鉄鋼面の耐候性塗料塗り

鉄鋼面の耐候性塗料塗りの上塗り塗料の
--------------------

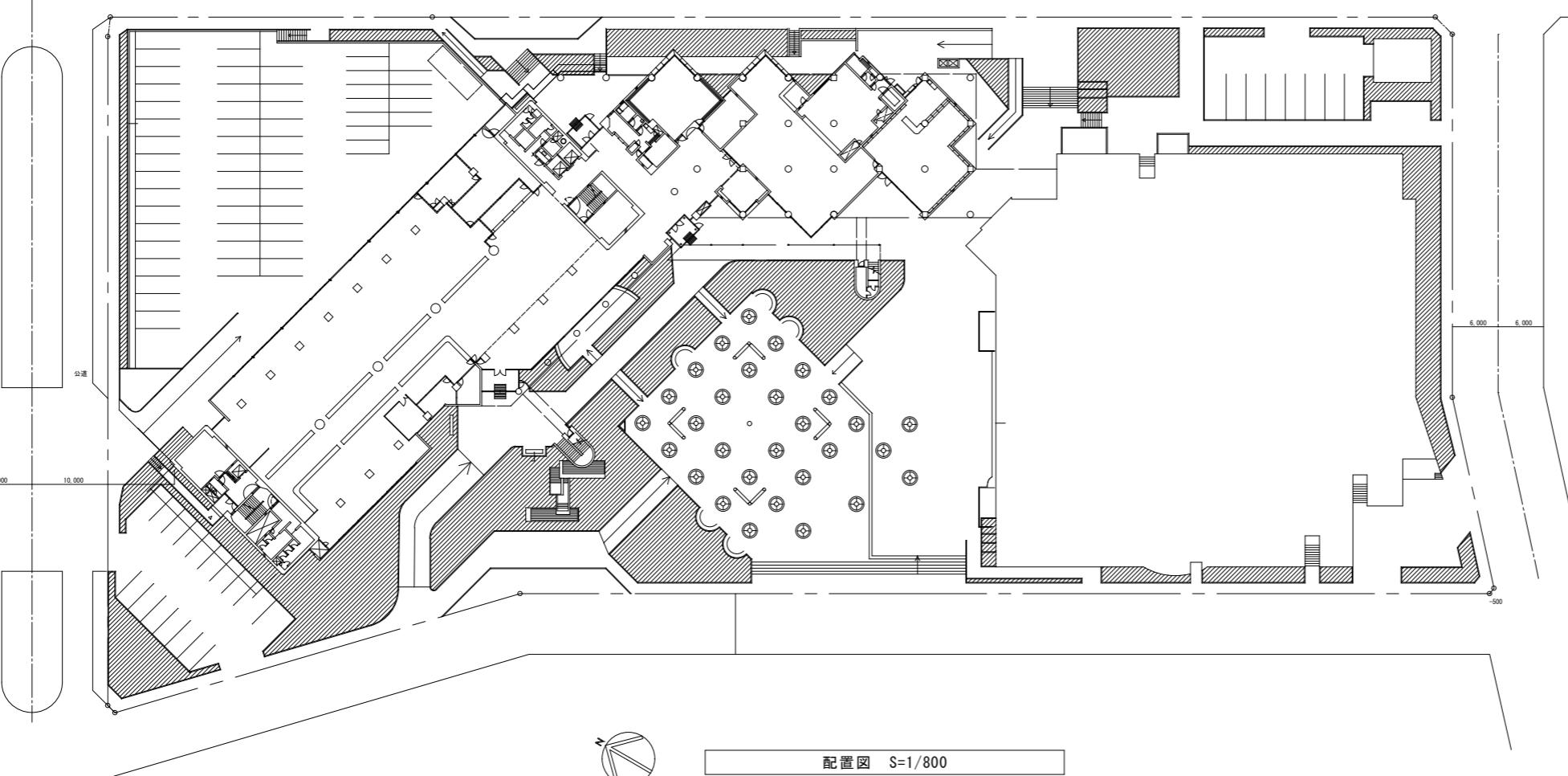


本計画敷地

案内図 S=1/20000

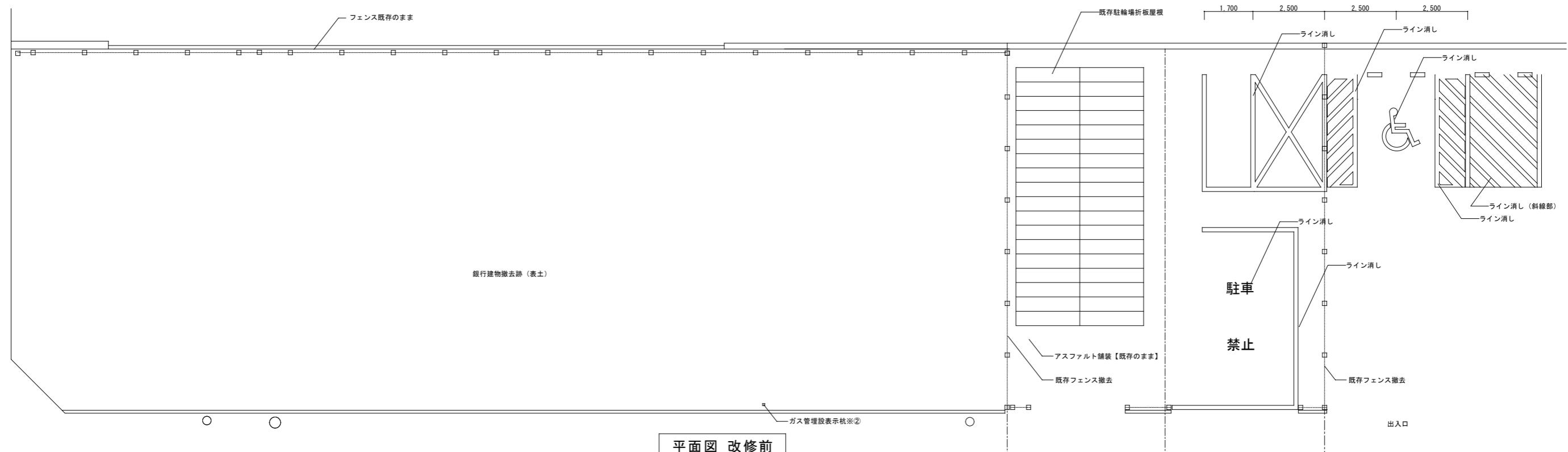


今回計画敷地

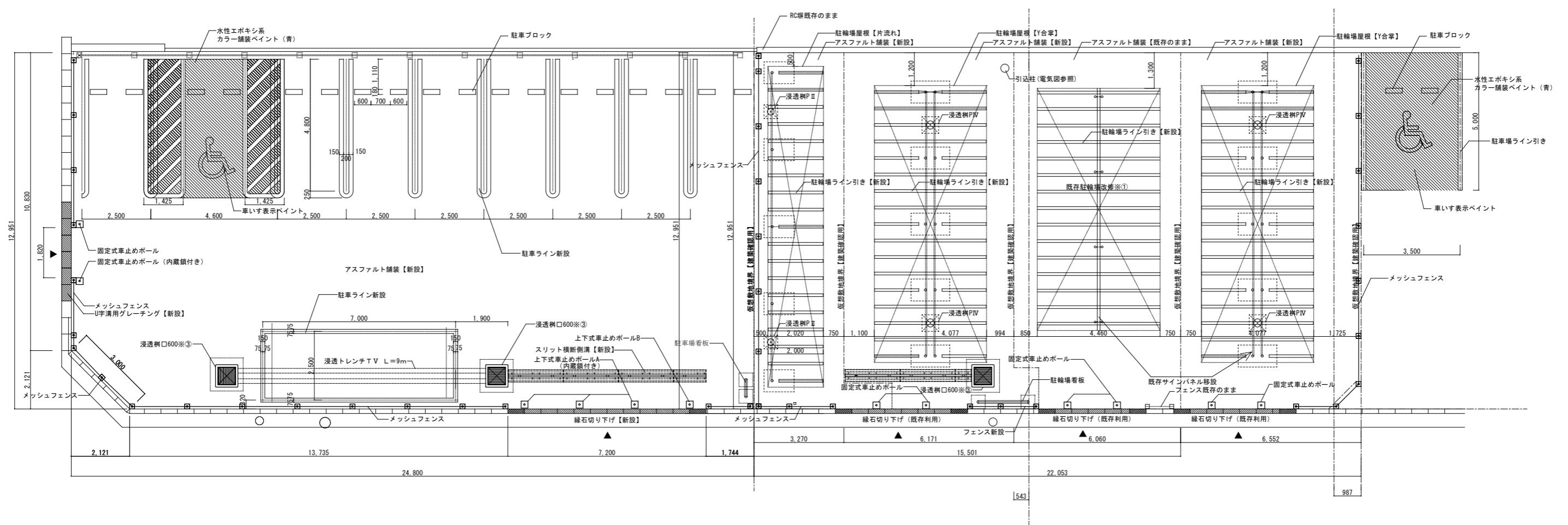


配置図 S=1/800

工事名	来庁者用駐車場整備工事				A1:1/400 1/1000 A3:1/800 1/2000
図番	A-05	図名	案内図・配置図	縮尺	
作成	令和7年 6月 日	監理	日野市総務部建築営繕課		
訂正	年 月 日	設計	日野市総務部建築営繕課		



平面図\_改修前



平面図\_改修後

縮尺：1/150 (A3)

※①  
既存塗膜の下地調(既存塗膜除去+素地ごしらえ)\_鉄鋼面RB種  
鉛止塗料塗り(鉄鋼面)塗装\_塗装種別A種(船・クロムフリー)工程C種  
耐候性塗料塗り(DP)塗装 鉄鋼面 工程B種 2級

前段注釈を参考（p.1）参考\_歴史的\_工性の性\_歴

埋設されているガス導管については、東京ガスと協議すること

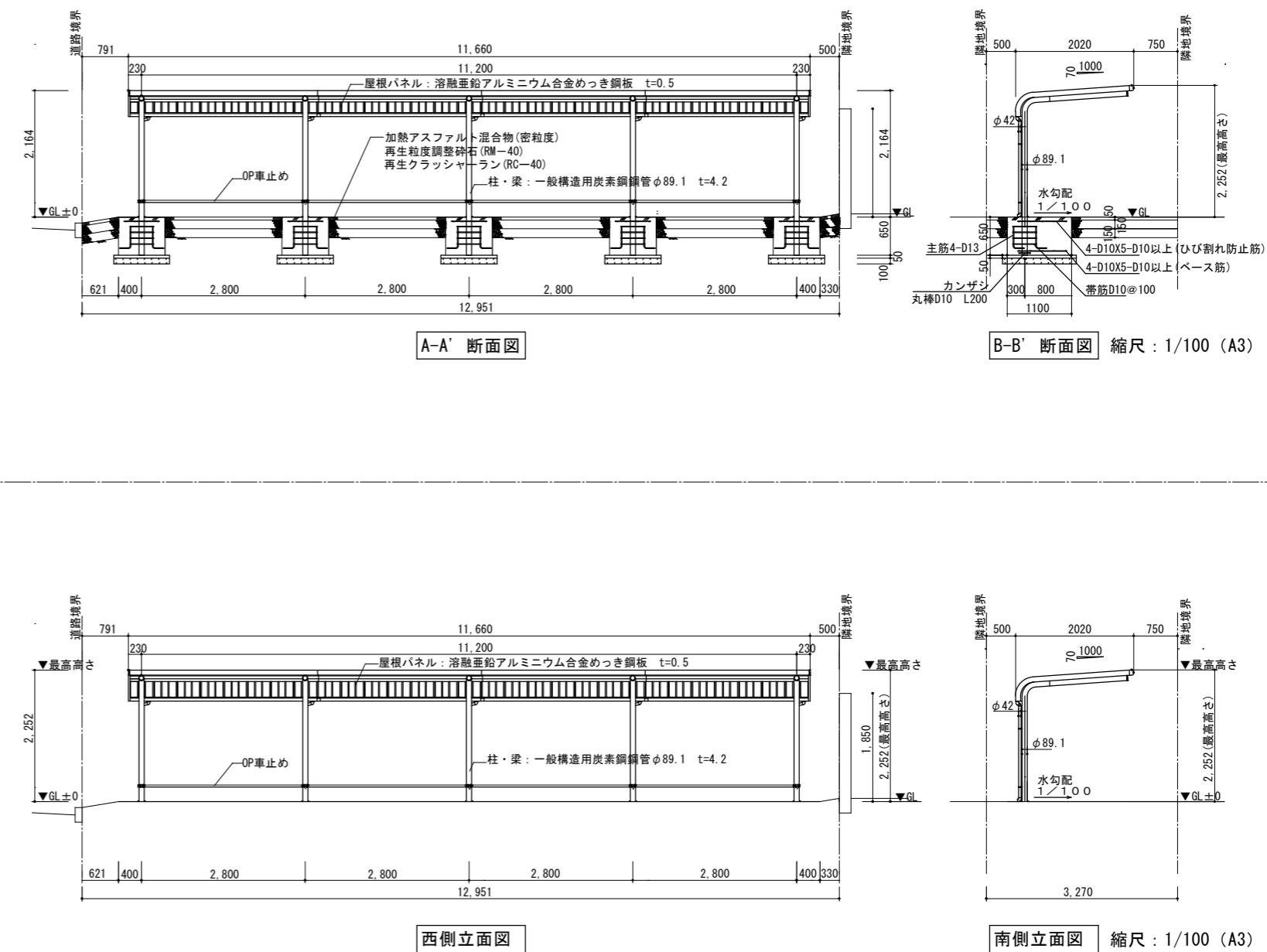
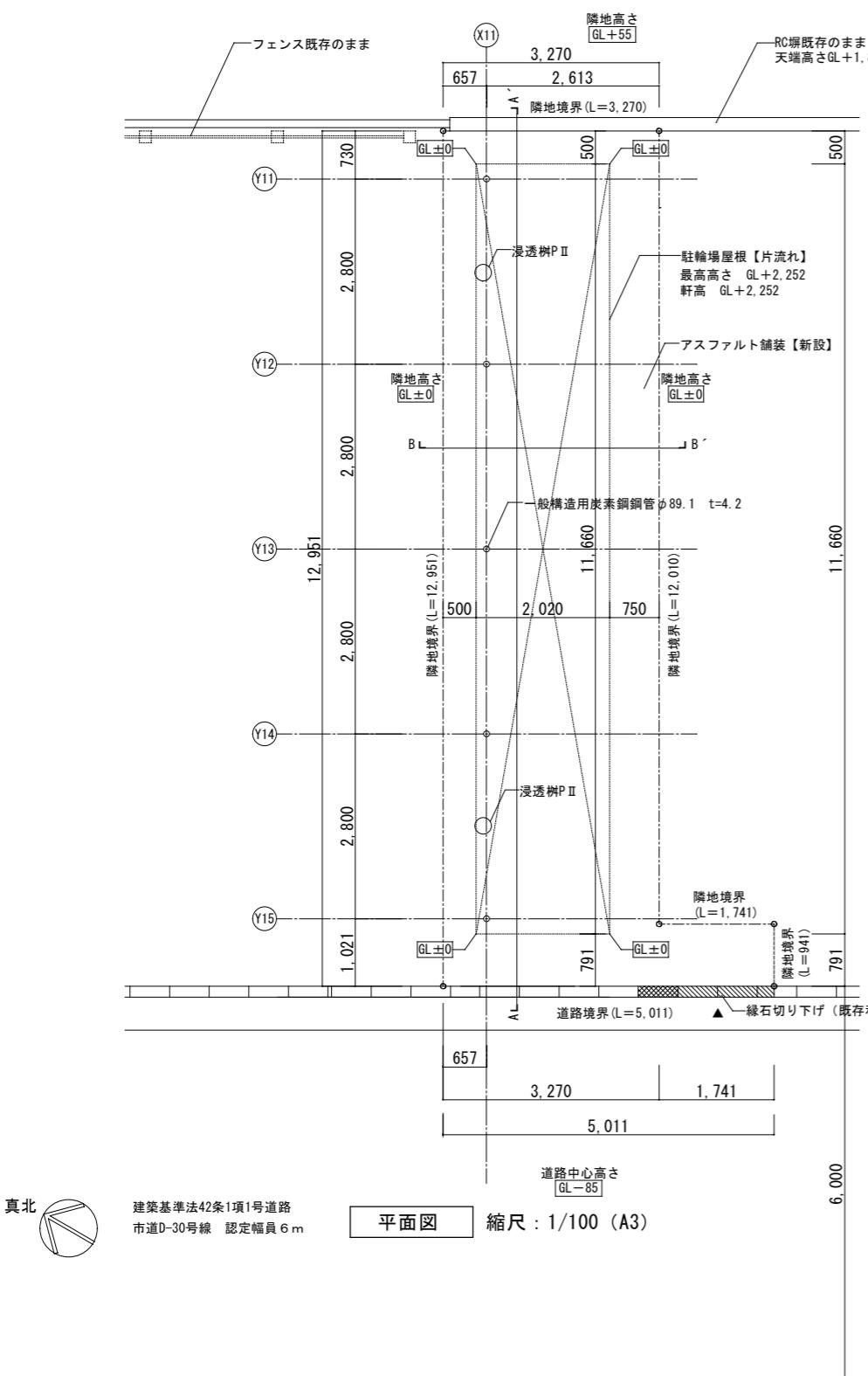
※③ 洞通機を設置する際は、複数する2週間前に日堅吉によるストライク

浸透樹を設置する際は、掘削する2週間前に日野市ふるさと文化

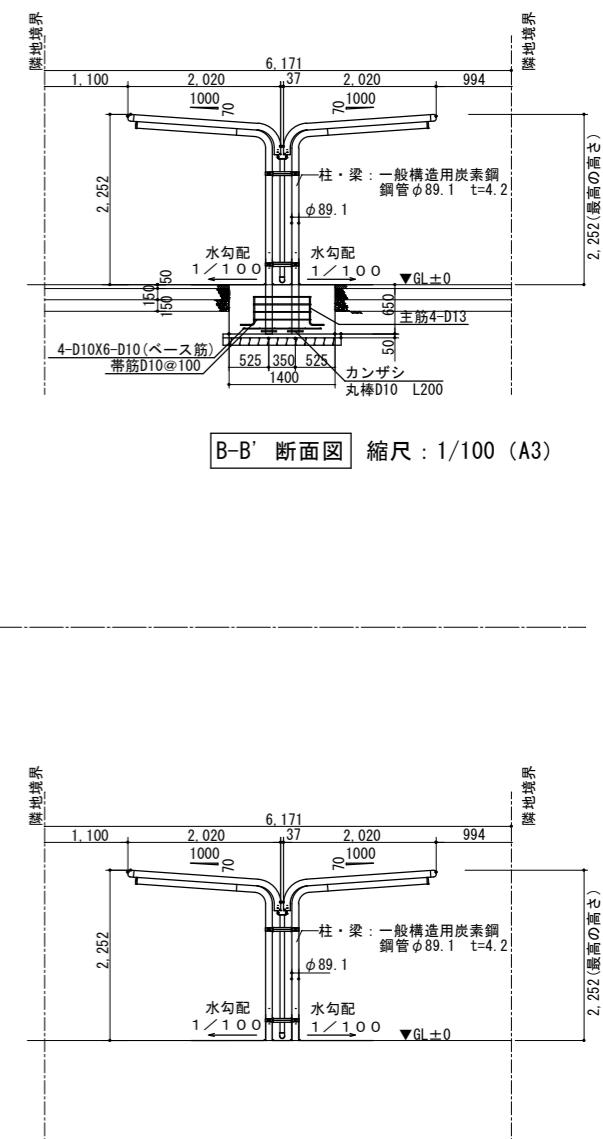
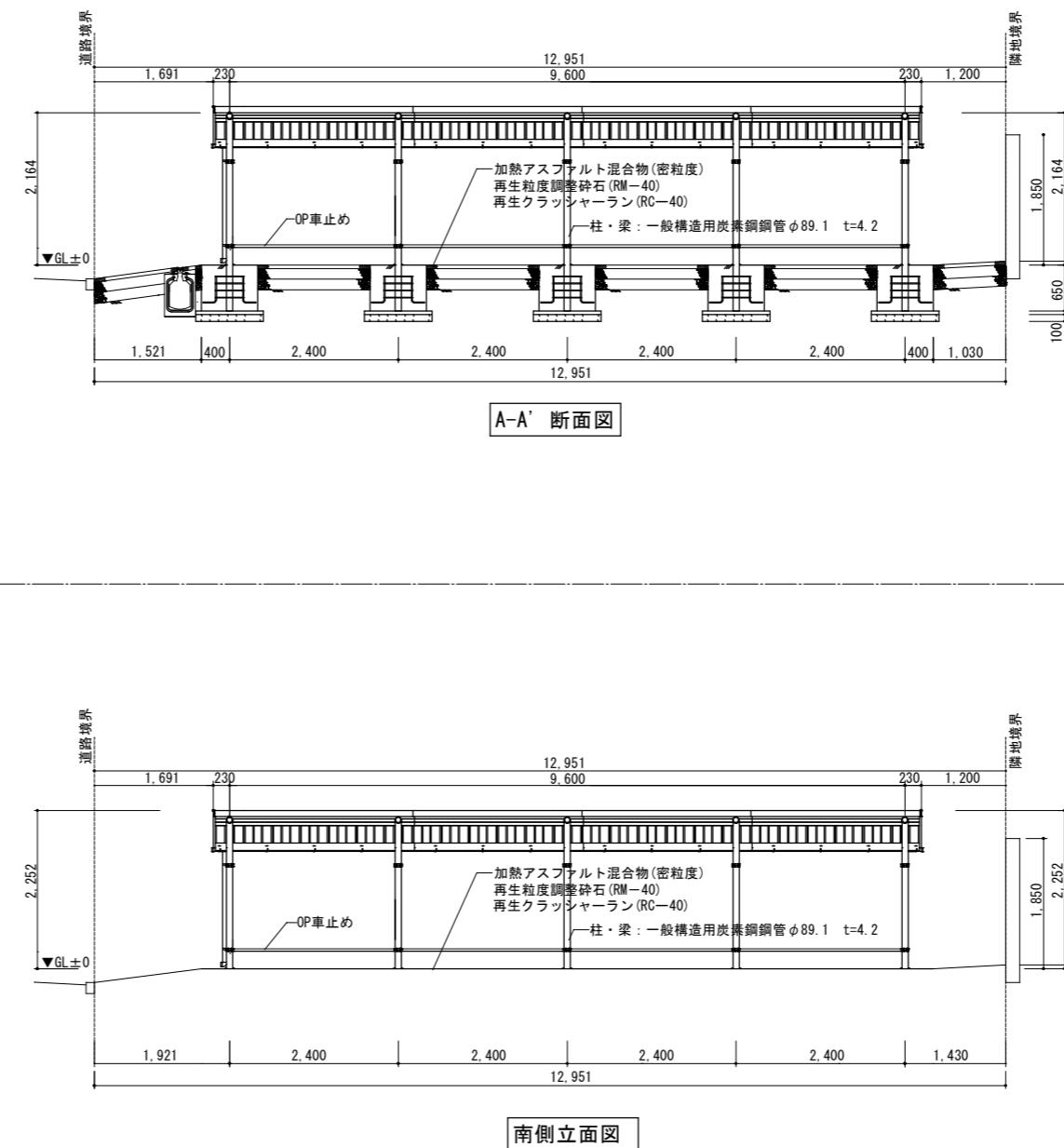
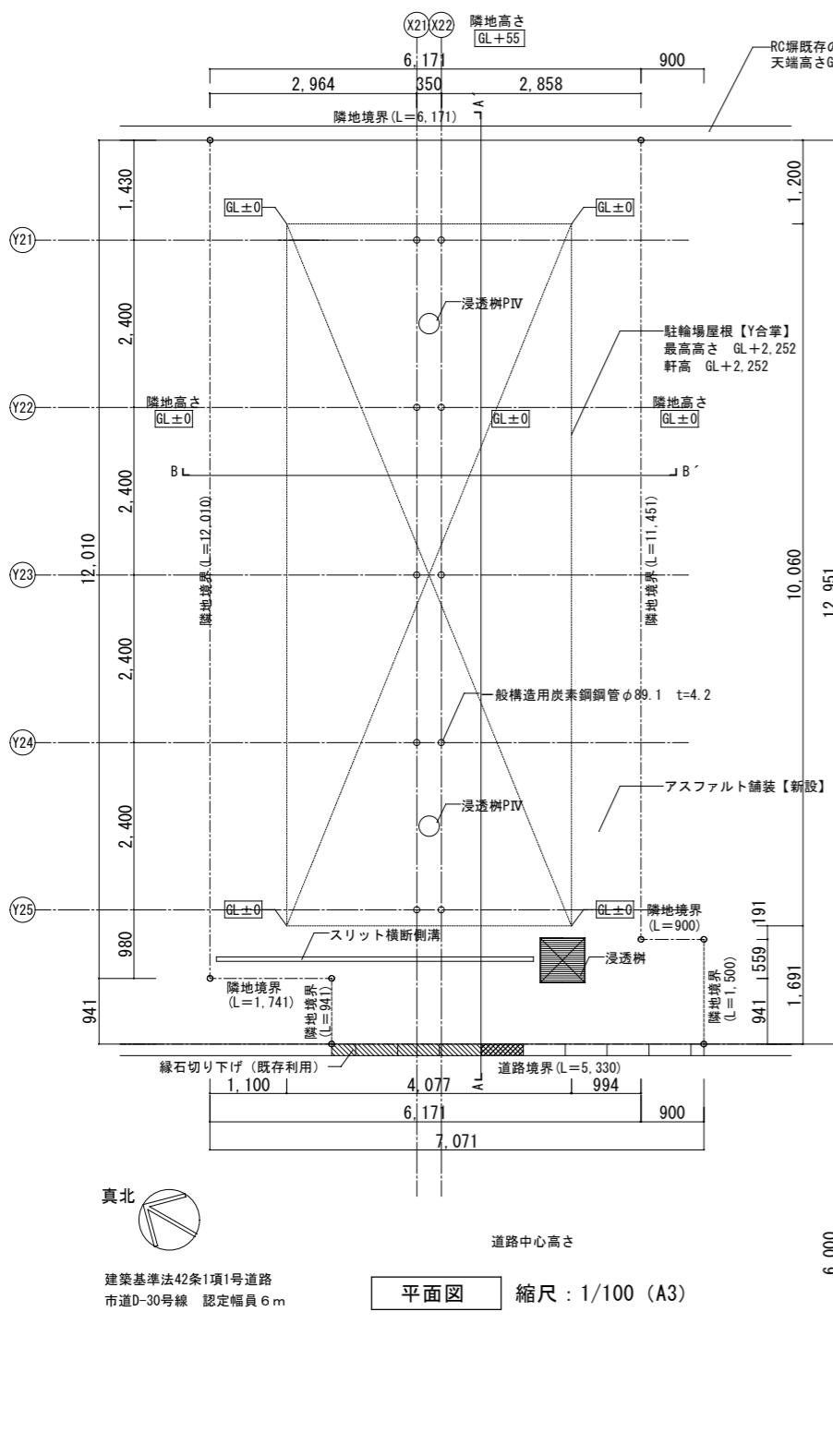
---

Digitized by srujanika@gmail.com

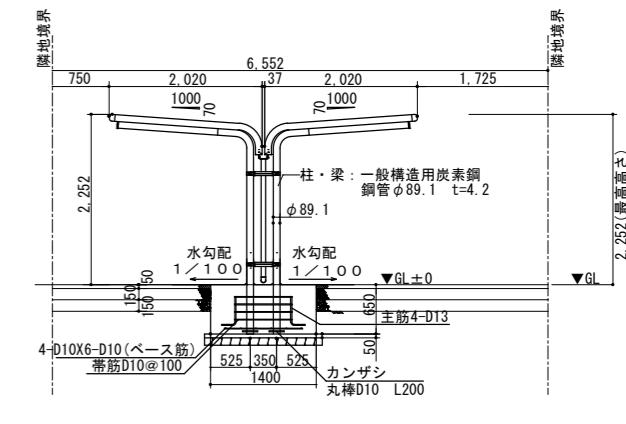
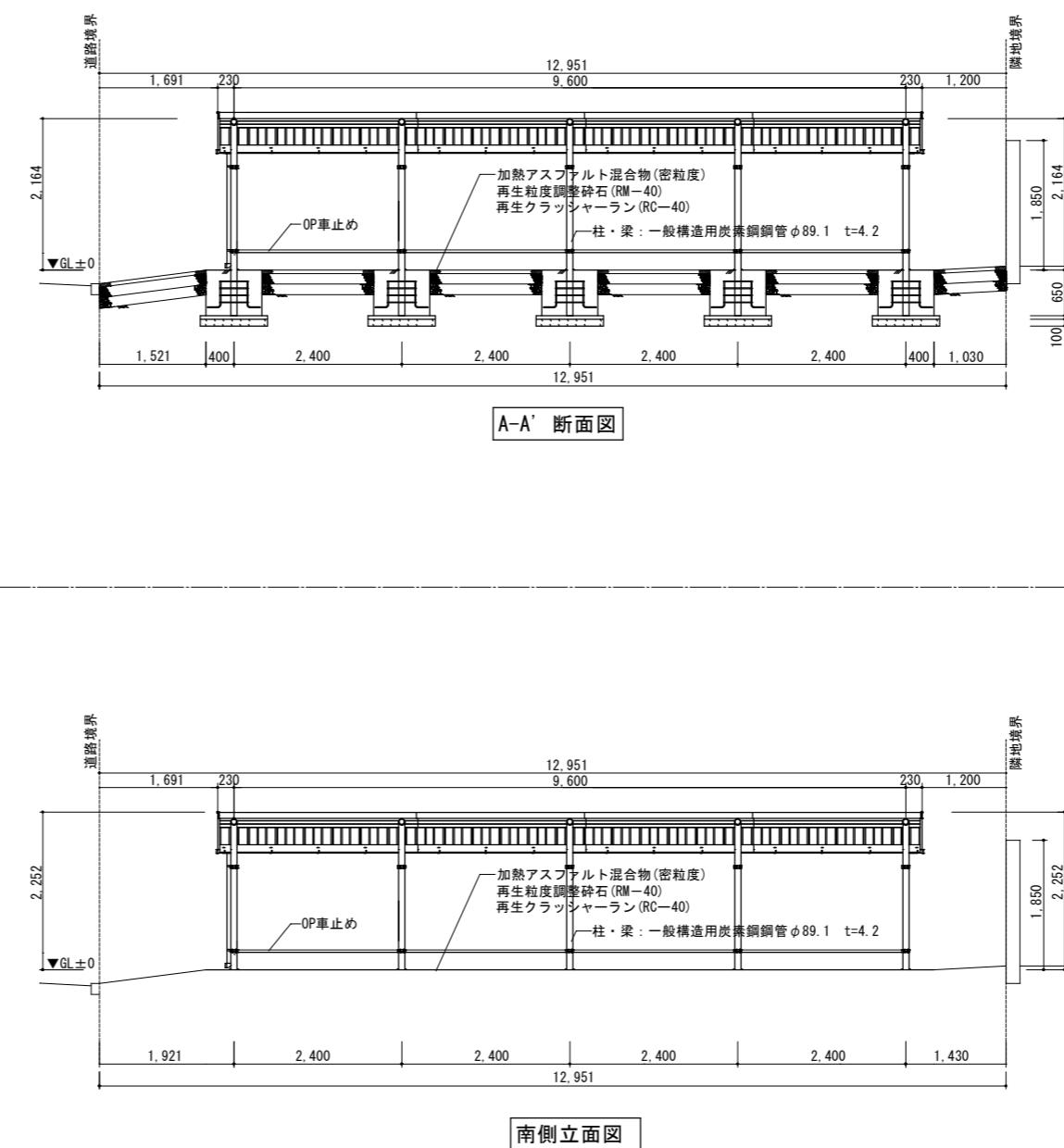
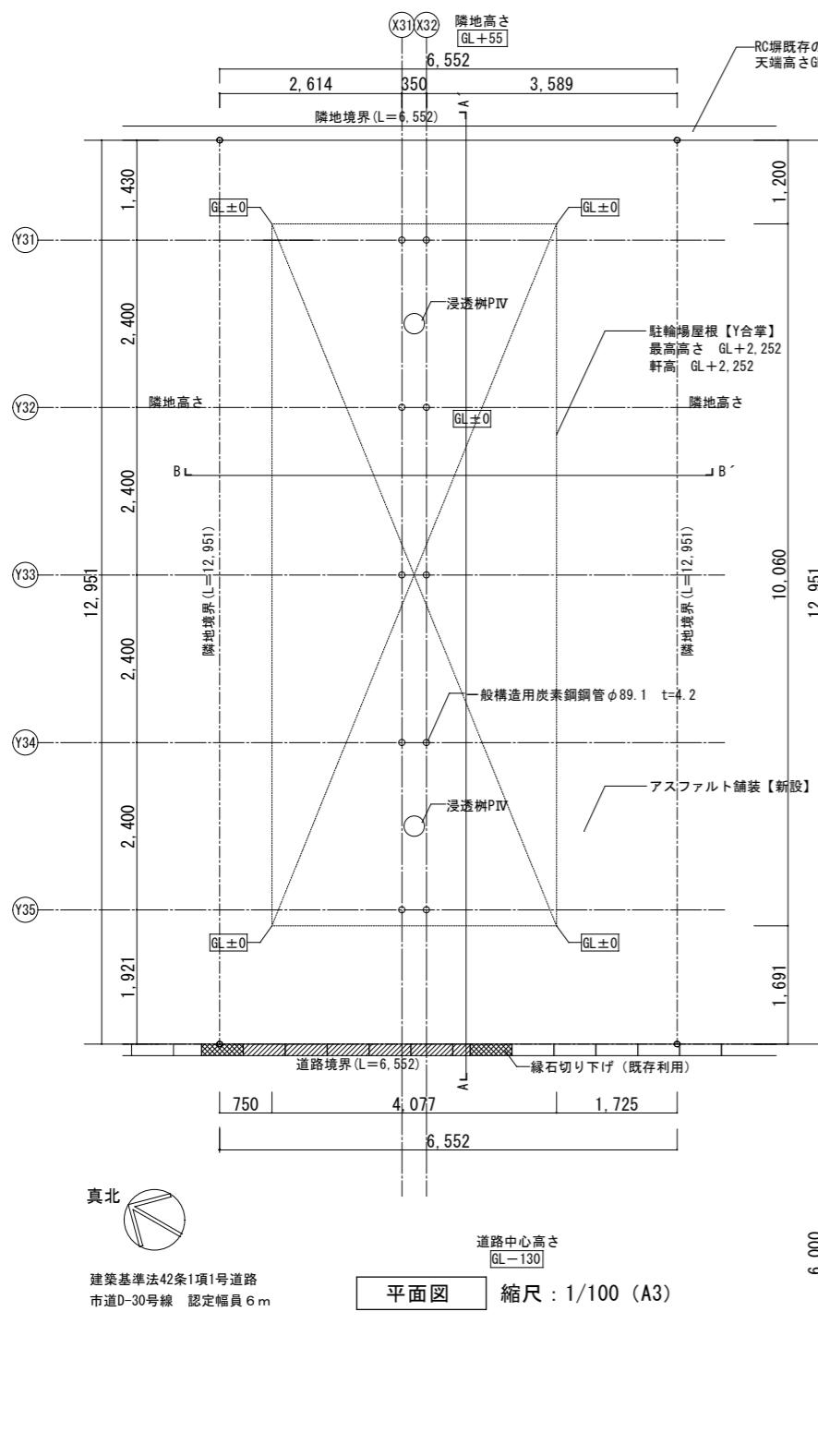
既存駐輪場の検査済証発行年月日・番号：昭和59年3月14日・第4658号			
工事名	来庁用駐車場整備計画		
図番	A-06	図名	平面図_改修前・改修後
作成			監理
	令和7年6月 日		日野市総務部建築営繕課
訂正			設計
	年 月 日		日野市総務部建築営繕課



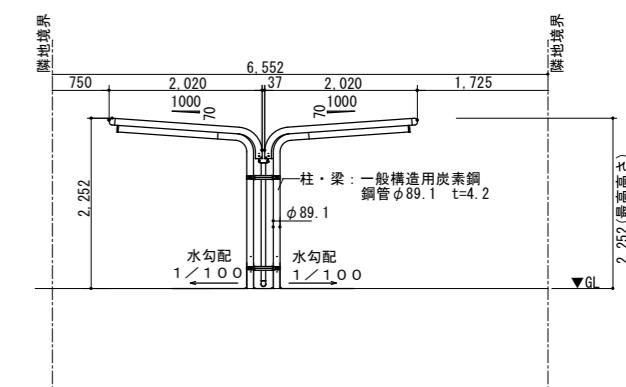
工事名	来庁者用駐車場整備計画		
図番	A-07	図名	平面詳細図・断面図・立面図1
作成 令和7年6月	日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正 年月	日	設計	日野市総務部建築営繕課



工事名	来庁者用駐車場整備計画		
図番	A-08	図名	平面詳細図・断面図・立面図2
作成 令和7年6月 日	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正 年月 日	設計 日野市総務部建築営繕課		

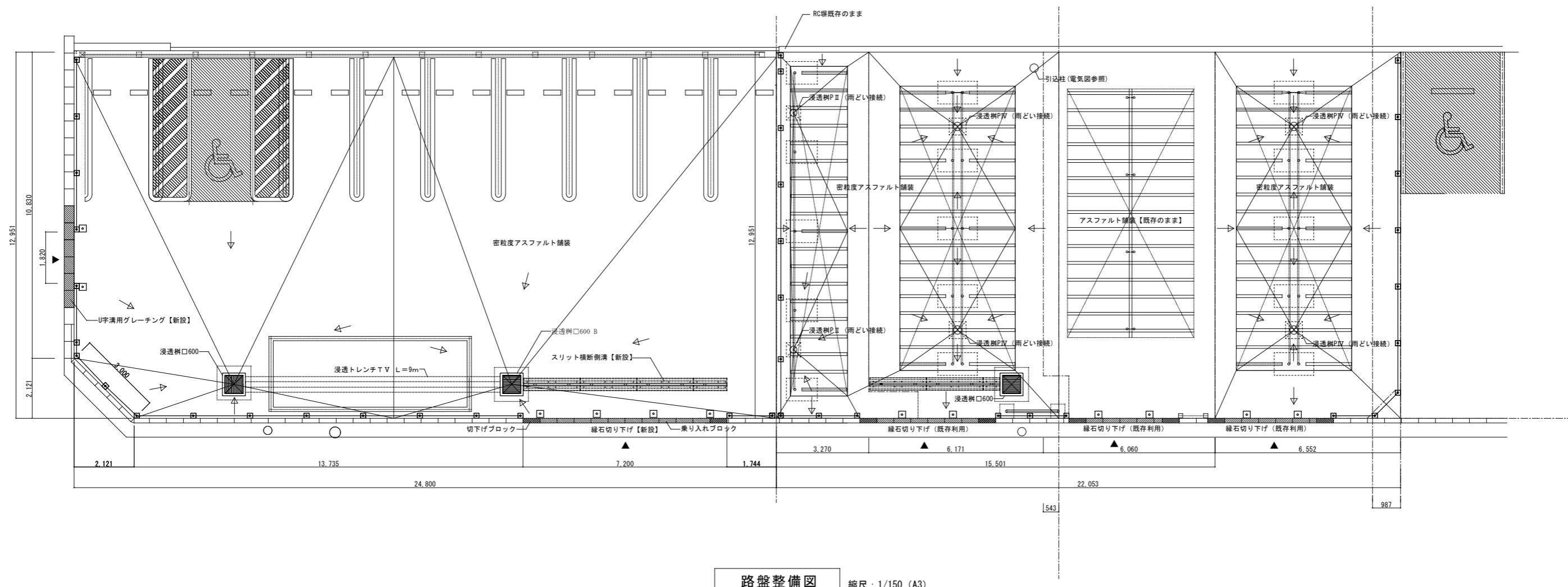


B-B' 断面図 縮尺：1/100 (A3)



西側立面図 縮尺：1/100 (A3)

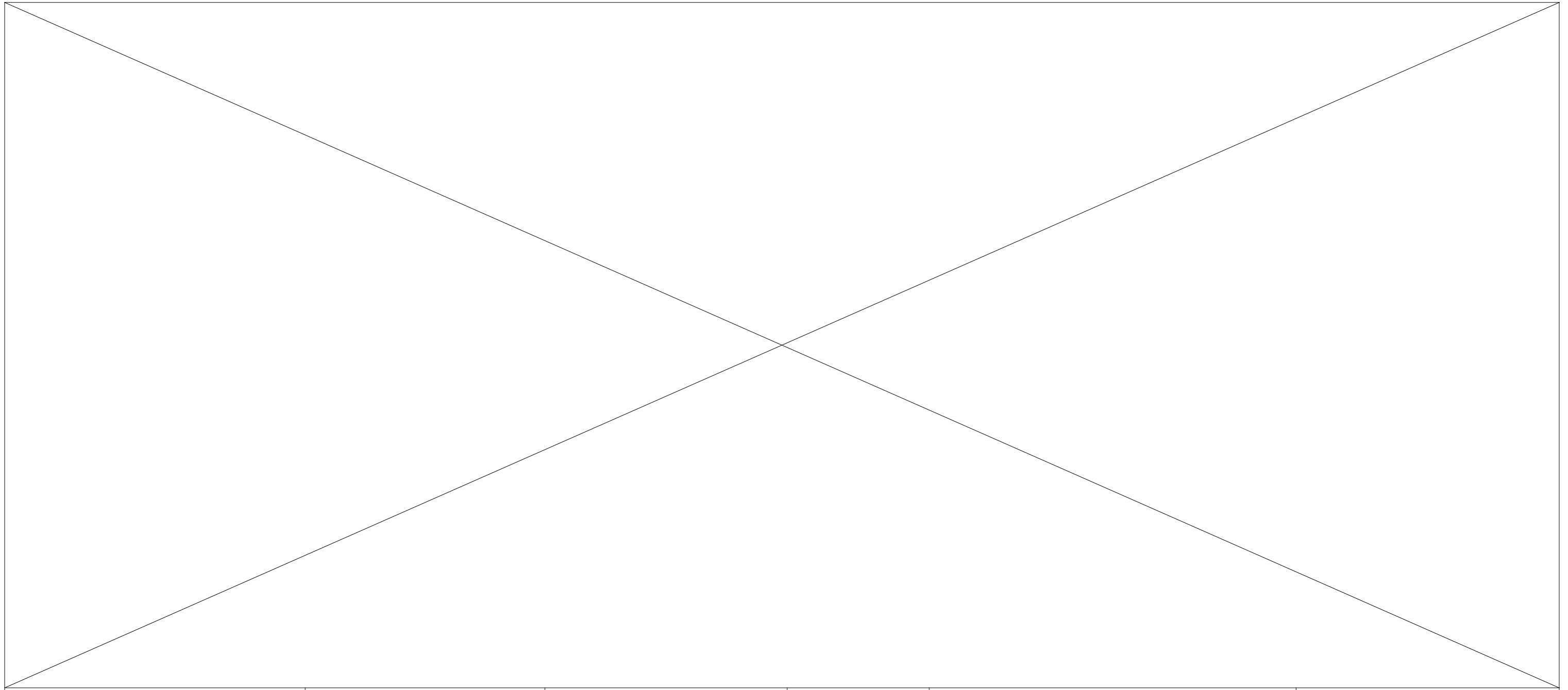
工事名	来庁者用駐車場整備計画		
図番	A-09	図名	平面詳細図・断面図・立面図3
作成 令和7年6月 日	監理	日野市総務部建築営繕課	
訂正 年月日	設計	日野市総務部建築営繕課	



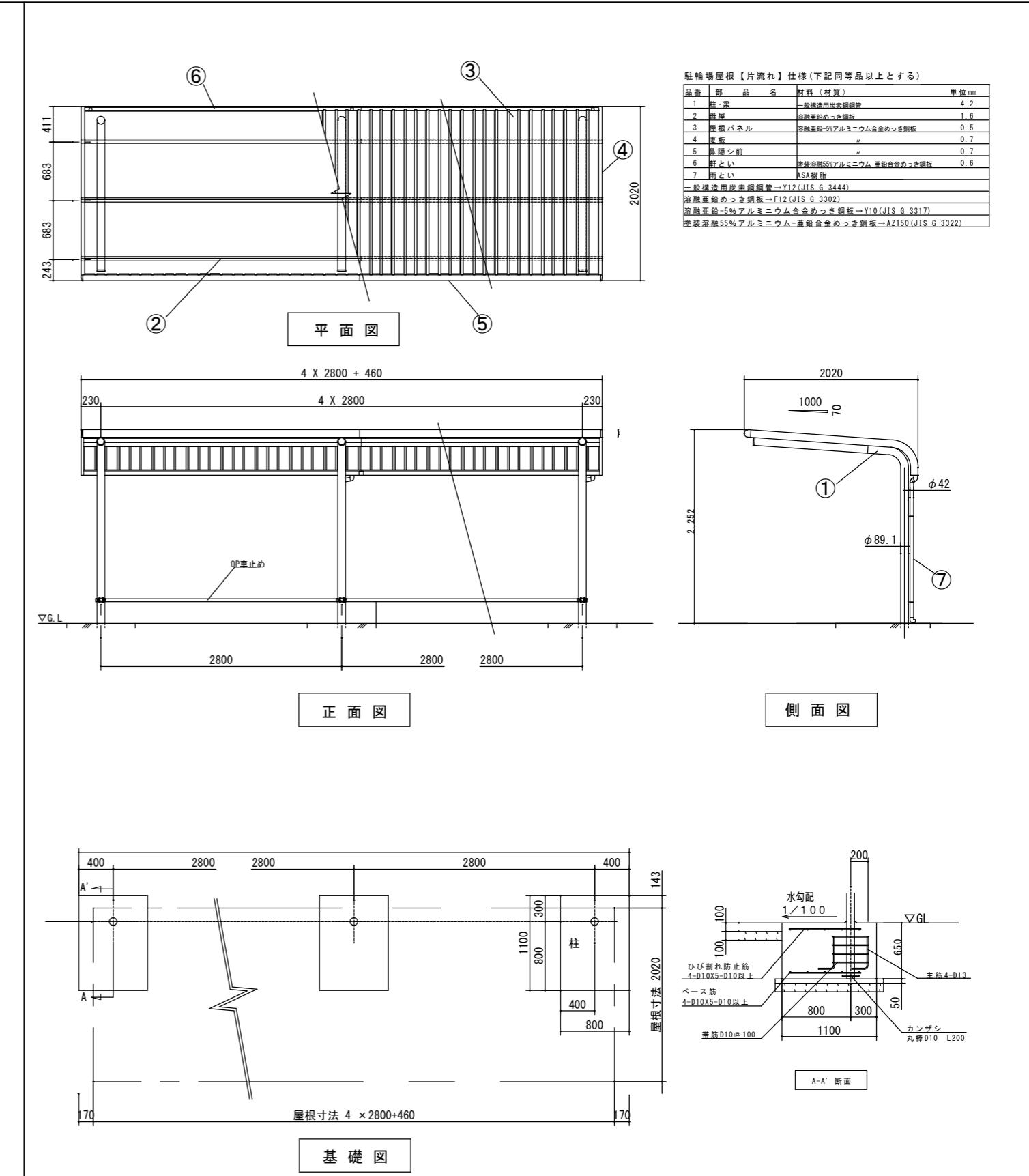
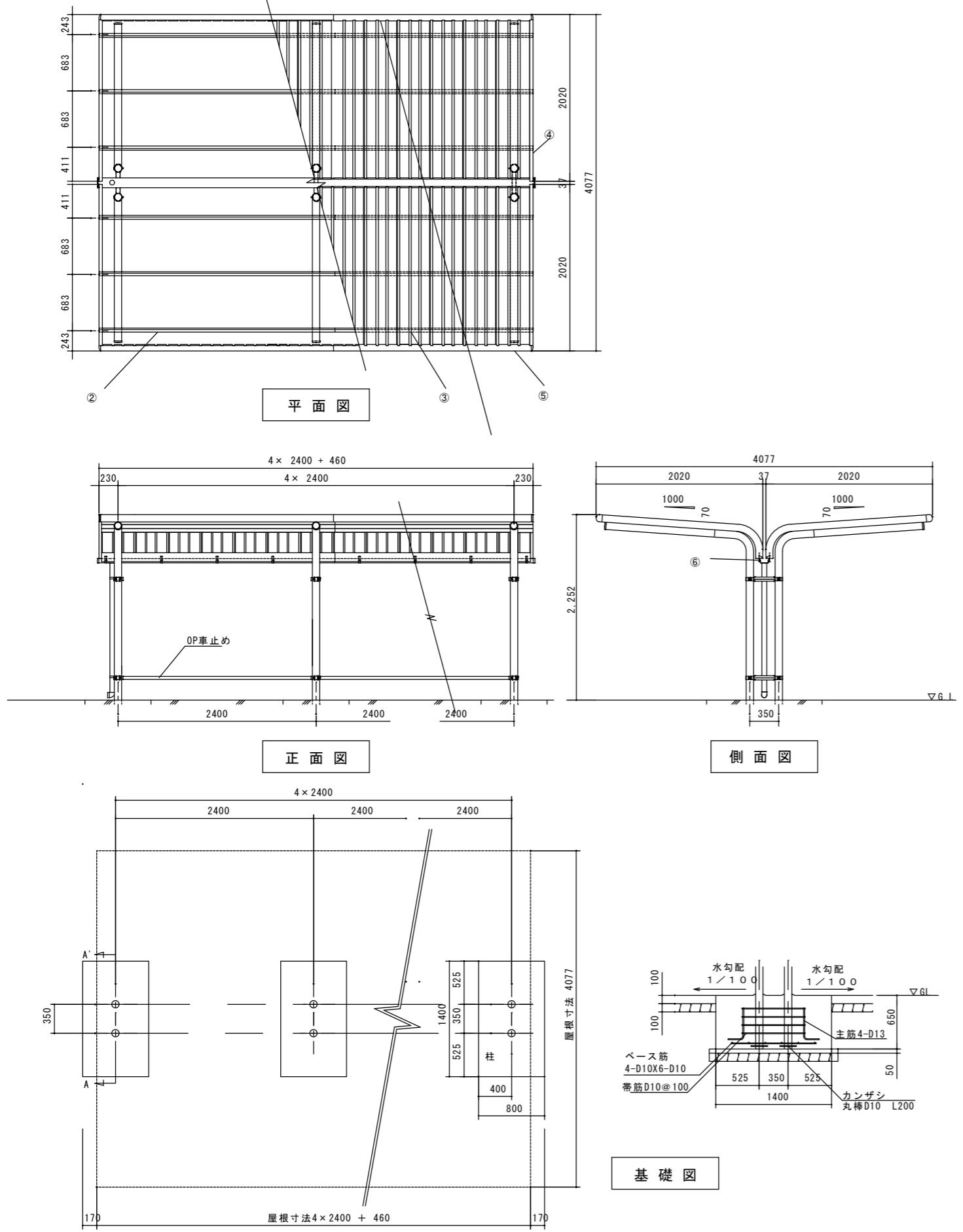
路盤整備図

縮尺 : 1/150 (A3)

工事名	来庁者用駐車場整備計画	
図番	A-10	図名
作成	令和7年6月 日	監理
		日野市総務部建築営繕課
訂正	年 月 日	設計
		日野市総務部建築営繕課



浸透樹 II・IV 詳細図	浸透樹口 600A・B・C 詳細図	浸透トレーニング詳細図	スリット横断側溝詳細図	切下げ縁石詳細図	アスファルト舗装詳細図																																			
<p>断面図</p> <p>平面図</p> <p>浸透樹 寸法表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>型番</th> <th>ますの径a</th> <th>ますの高さb</th> <th>h1</th> <th>h2</th> <th>h3</th> <th>堀削込c</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P II</td> <td>200</td> <td>400</td> <td>100</td> <td>390</td> <td>25</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>P IV</td> <td>300</td> <td>500</td> <td>100</td> <td>510</td> <td>30</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table> <p>底端フィルター</p> <p>※日野市清流保全に関する条例 表1 浸透樹 P VII型以上の雨水処理能力を有すること 参考までに条例P VII型の形状を示す。なお各記号は左記樹II・IV型に準ずる</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>型番</th> <th>ますの径a</th> <th>ますの高さb</th> <th>h1</th> <th>h2</th> <th>h3</th> <th>堀削込c</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P VII</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>100</td> <td>880</td> <td>50</td> <td>1000</td> </tr> </tbody> </table>	型番	ますの径a	ますの高さb	h1	h2	h3	堀削込c	P II	200	400	100	390	25	400	P IV	300	500	100	510	30	600	型番	ますの径a	ますの高さb	h1	h2	h3	堀削込c	P VII	500	800	100	880	50	1000	<p>浸透トレーニング 断面図</p> <p>パンチングパッケット</p> <p>透水シート</p> <p>浸透ボラコン側</p> <p>単粒度4号砂石</p> <p>浸透ボラコン側</p> <p>底境リング</p> <p>洗砂(荒目)</p> <p>底境フィルター</p>	<p>浸透トレーニング 断面図</p>	<p>スリット側溝詳細図</p> <p>T-25型 細目インシュレータ</p>	<p>歩車道境界ブロック断面図 切下げ用 S=1/20</p> <p>セメント処理混合物</p> <p>歩車道境界ブロック 乗入れ用A種(片面)</p> <p>歩車道境界ブロック 乗入れ用A種(片面)</p> <p>セメント処理混合物</p> <p>駐車ブロック詳細図</p> <p>平面図</p> <p>断面図</p> <p>正面図</p>	<p>表層: 加熱アスファルト混合物(密粒度)</p> <p>路床</p> <p>上層路盤: 再生粒度調整砂石(RM-40)</p> <p>下層路盤: 再生クラッシャー(RC-40)</p>
型番	ますの径a	ますの高さb	h1	h2	h3	堀削込c																																		
P II	200	400	100	390	25	400																																		
P IV	300	500	100	510	30	600																																		
型番	ますの径a	ますの高さb	h1	h2	h3	堀削込c																																		
P VII	500	800	100	880	50	1000																																		
工事名	来庁者用駐車場整備工事																																							
図番	A-11	図名	路盤整備図_部分詳細図	作成年月日	監理 日野市総務部建築営繕課	訂正年月日	設計 日野市総務部建築営繕課																																	
図名	路盤整備図_部分詳細図																																							
作成年月日	監理 日野市総務部建築営繕課																																							
訂正年月日	設計 日野市総務部建築営繕課																																							

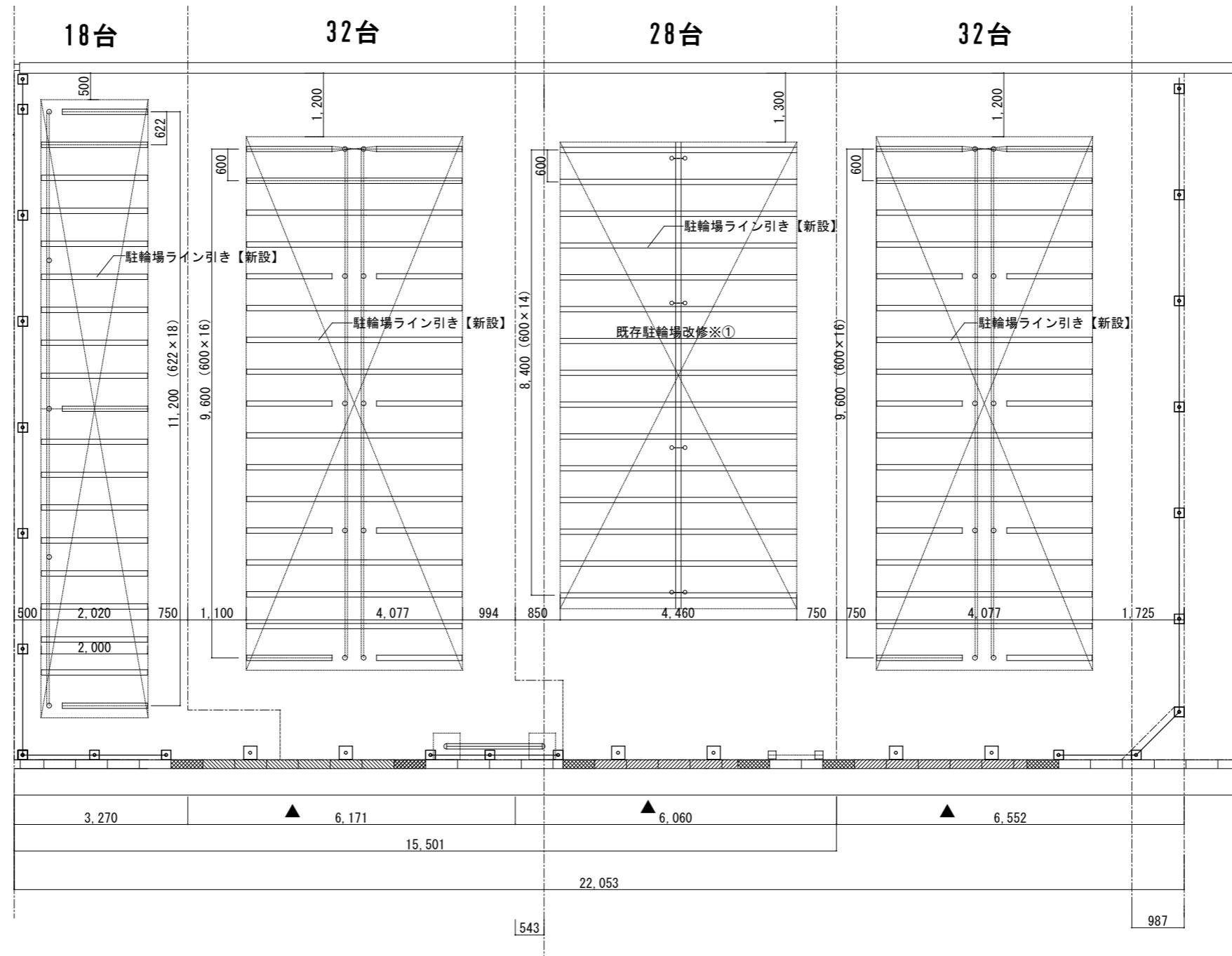


駐輪場屋根【Y合掌】仕様(下記同等品以上とする)

品番	部品名	材料(材質)	単位mm	品番	部品名	材料(材質)	単位mm
1	柱・梁	一般構造用炭素鋼鋼管	4.2	7	雨とい	ASA樹脂	
2	母屋	溶融亜鉛めっき鋼板	1.6	8	柱連絡金具	溶融亜鉛めっき鋼板	2.
3	屋根パネル	溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板	0.5		一般構造用炭素鋼鋼管-Y12(JIS G 3444)		
4	妻板	"	0.7		溶融亜鉛めっき鋼板-F12(JIS G 3302)		
5	鼻隠シ前	"	0.7		溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板-Y10(JIS G 3317)		
6	軒とい	PVC樹脂			塗装溶融55%アルミニウム合金めっき鋼板-AZ150(JIS G 3322)		

縮尺：1/60

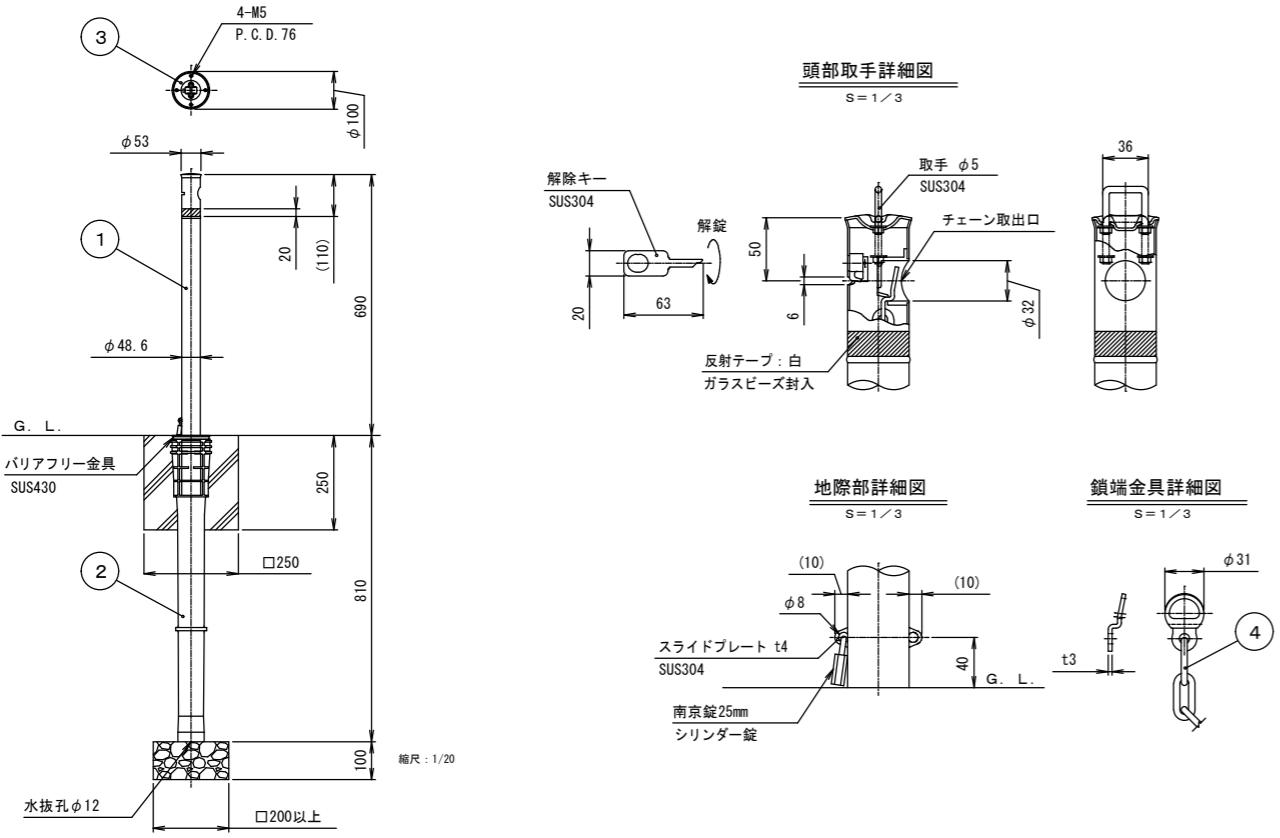
工事名	来庁者用駐車場整備工事		
図番	A-12	図名	駐輪場屋根詳細図
作成 令和7年 6月 日	監理	日野市総務部建築営繕課	
訂正 年 月 日 10	設計	日野市総務部建築営繕課	



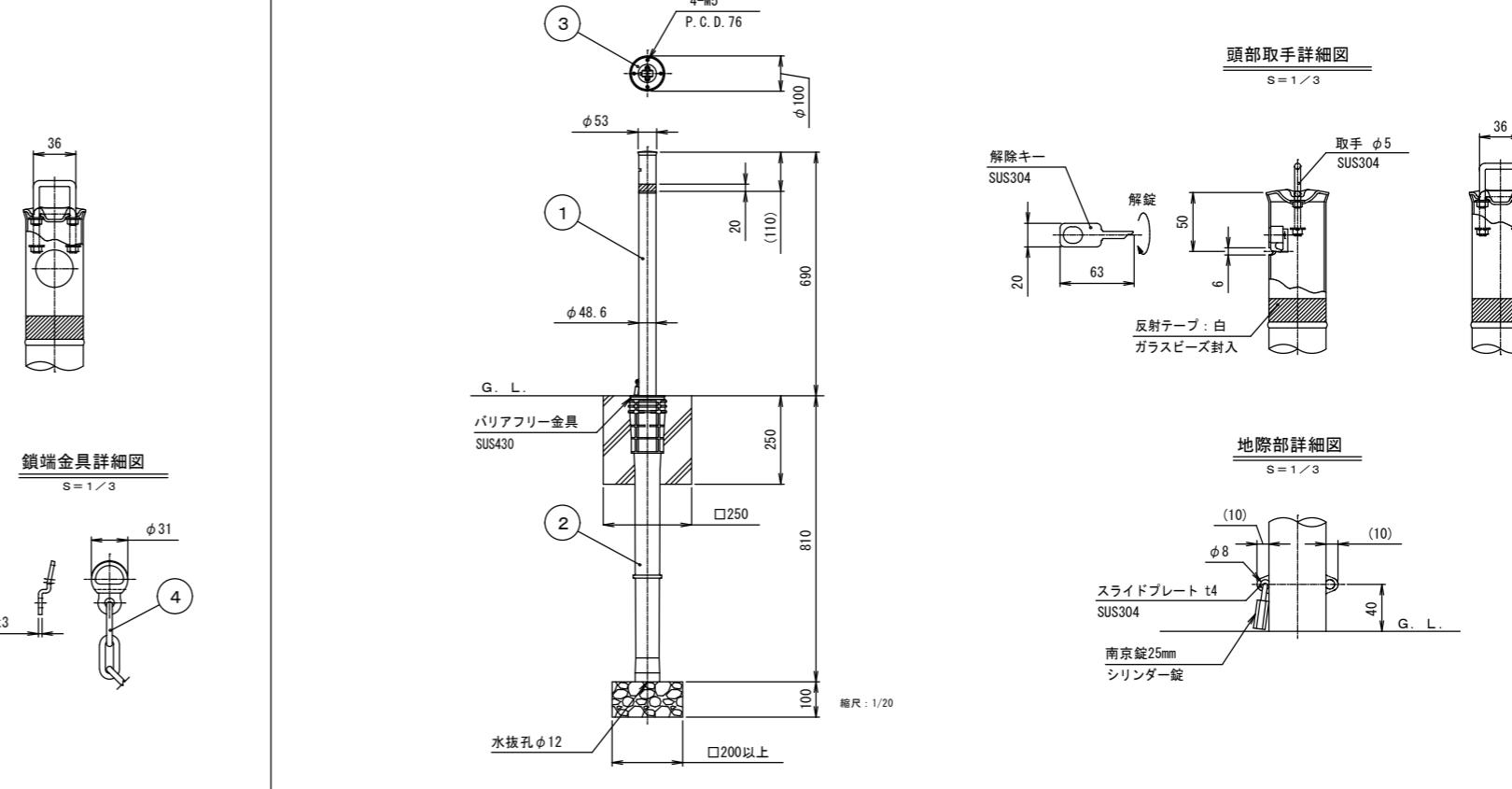
駐輪場ライン図

縮尺 : 1/100 (A3)

工事名	来庁者用駐車場整備工事	
図番	A-13	図名 駐輪場ライン図
作成	令和7年6月 日	監理 日野市総務部建築営繕課
訂正	年 月 日	設計 日野市総務部建築営繕課

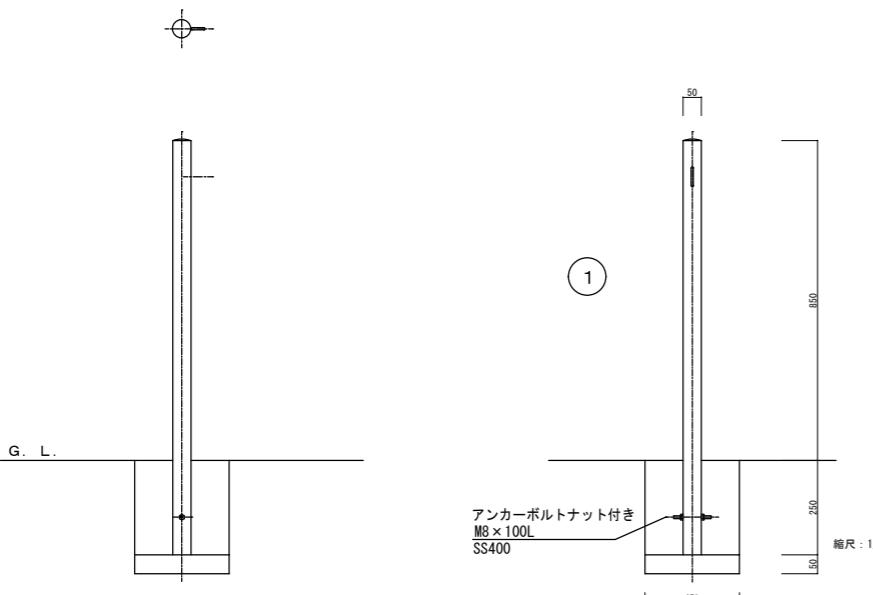


番号	品名	数量	材質	寸法	備考
4	クサリ刈FF65クサリ端金具	1	ステンレス SUS304	φ5×1.5M	支柱間ピッチ
3	化粧カバー	1	ステンレス SUS304	φ9.2×t1.0	#400
2	埋込スリーブ	1	ポリプロピレン P.P.	最大幅寸法10.8	ガラス繊維入り(20%)
1	パイプ	1	ステンレス SUS304	φ48.6×t1.5	#400



番号	品名	数量	材質	寸法	備考
3	化粧カバー	1	ステンレス SUS304	φ9.2×t1.0	#400
2	埋込スリーブ	1	ポリプロピレン P.P.	最大幅寸法10.8	ガラス繊維入り(20%)
1	パイプ	1	ステンレス SUS304	φ48.6×t1.5	#400

上下式車止めA 詳細図

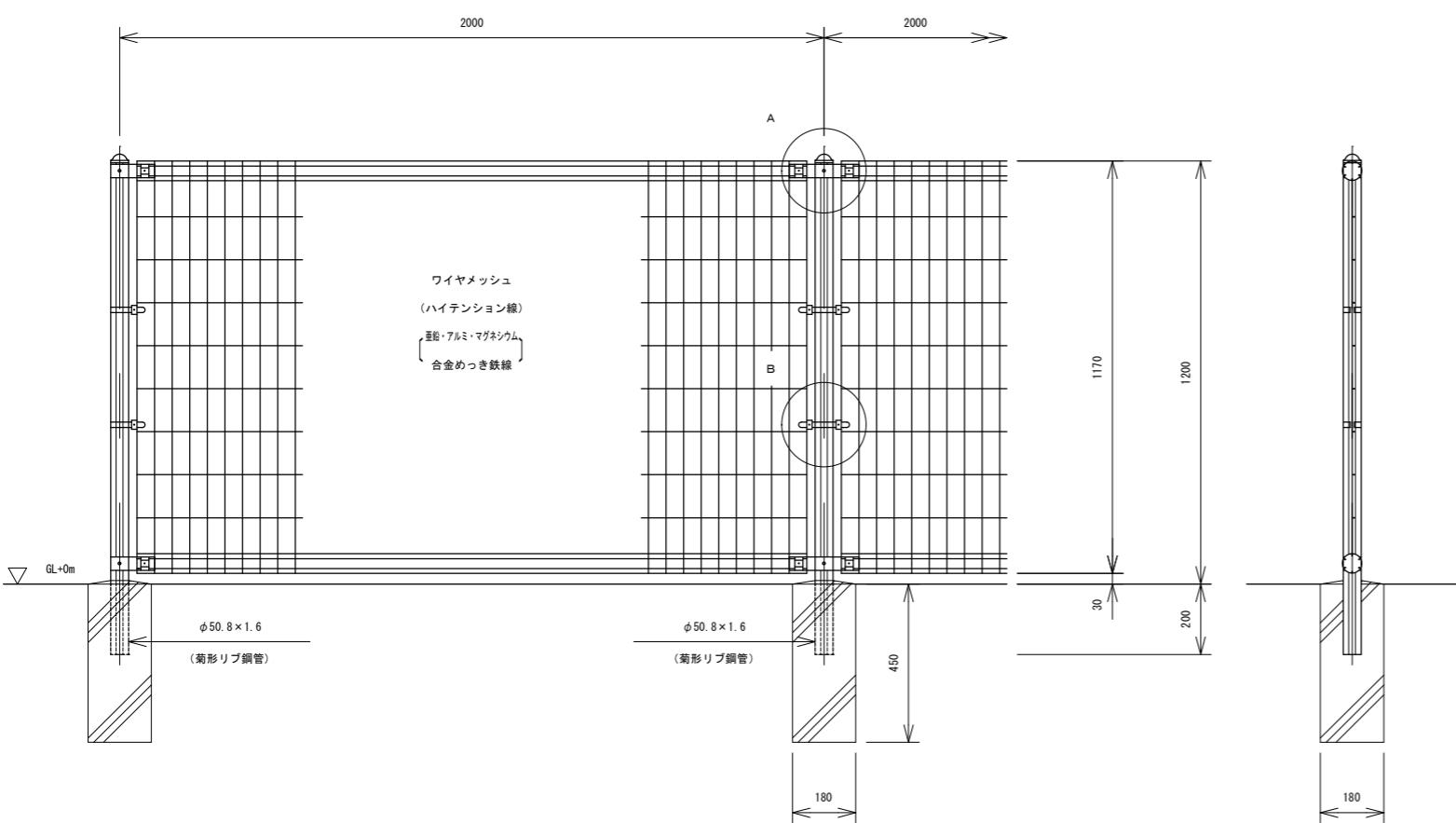


番号	品名	数量	材質	寸法	備考
2	フック	1	ステンレス SUS304	φ6	
1	パイプ	1	ステンレス SUS304	φ48.6×t1.5	#400

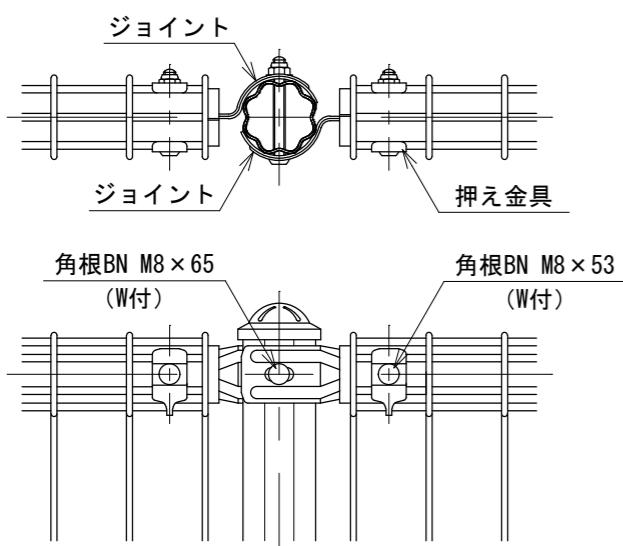
固定式車止めポール 詳細図

工事名	来庁者用駐車場整備工事		
図番	A-14	図名	車止め詳細図
作成		監理	日野市総務部建築営繕課
令和7年6月 訂正		設計	日野市総務部建築営繕課
年 月 日			

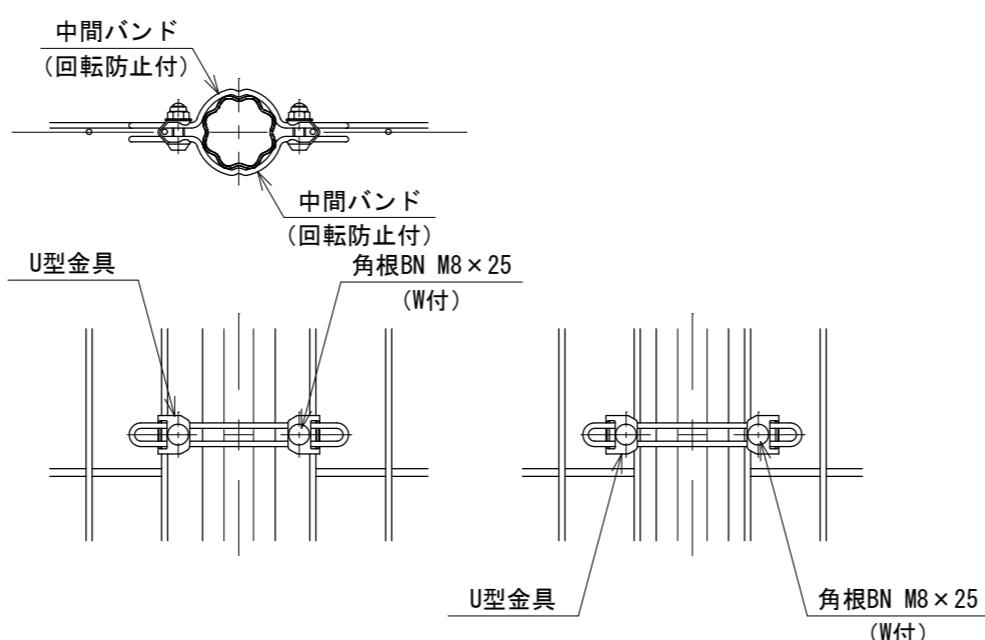
(昭和57年改正の建築基準法・同施行令に基づく風圧力 GL+0m に依る)



A部取付図 S=1:5

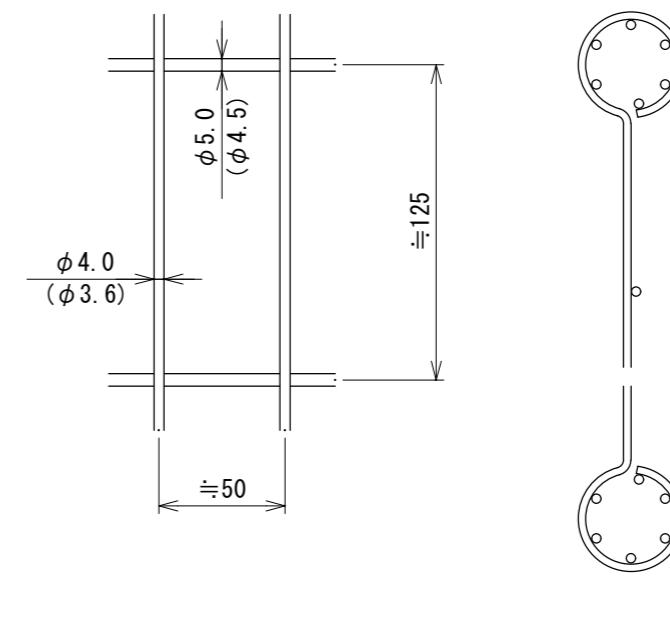


B部取付図 S=1:5



標準的な取付図

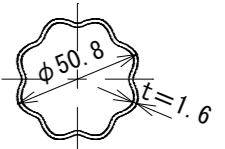
パネルと柱のすきまがせまい場合の取付図

ワイヤメッシュ図  
( ) 内は芯径を示す。

パネル断面図

菊形リブ鋼管断面図

S=1:3



フェンス仕様（下記同等品以上とする）

## 設計条件

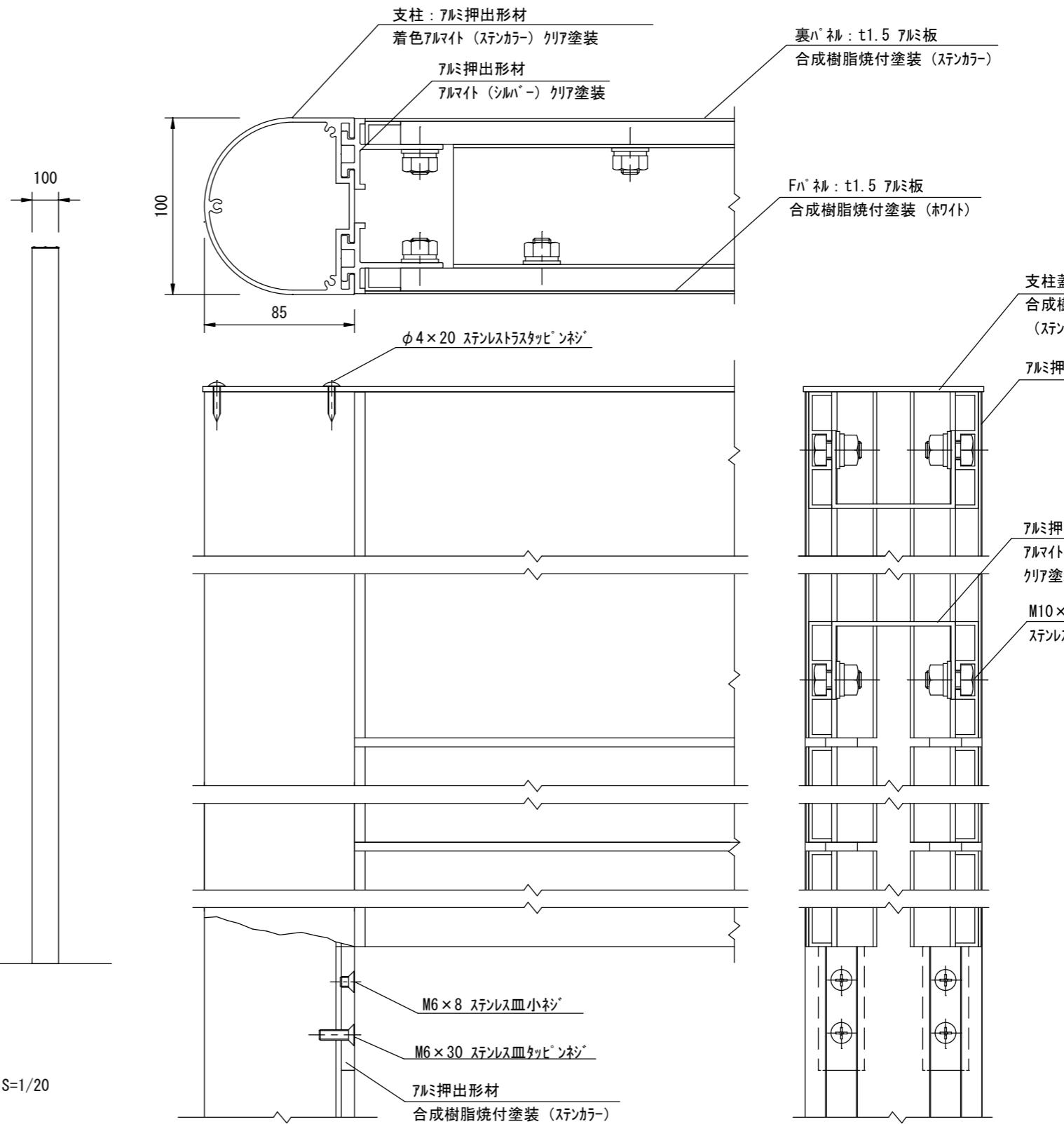
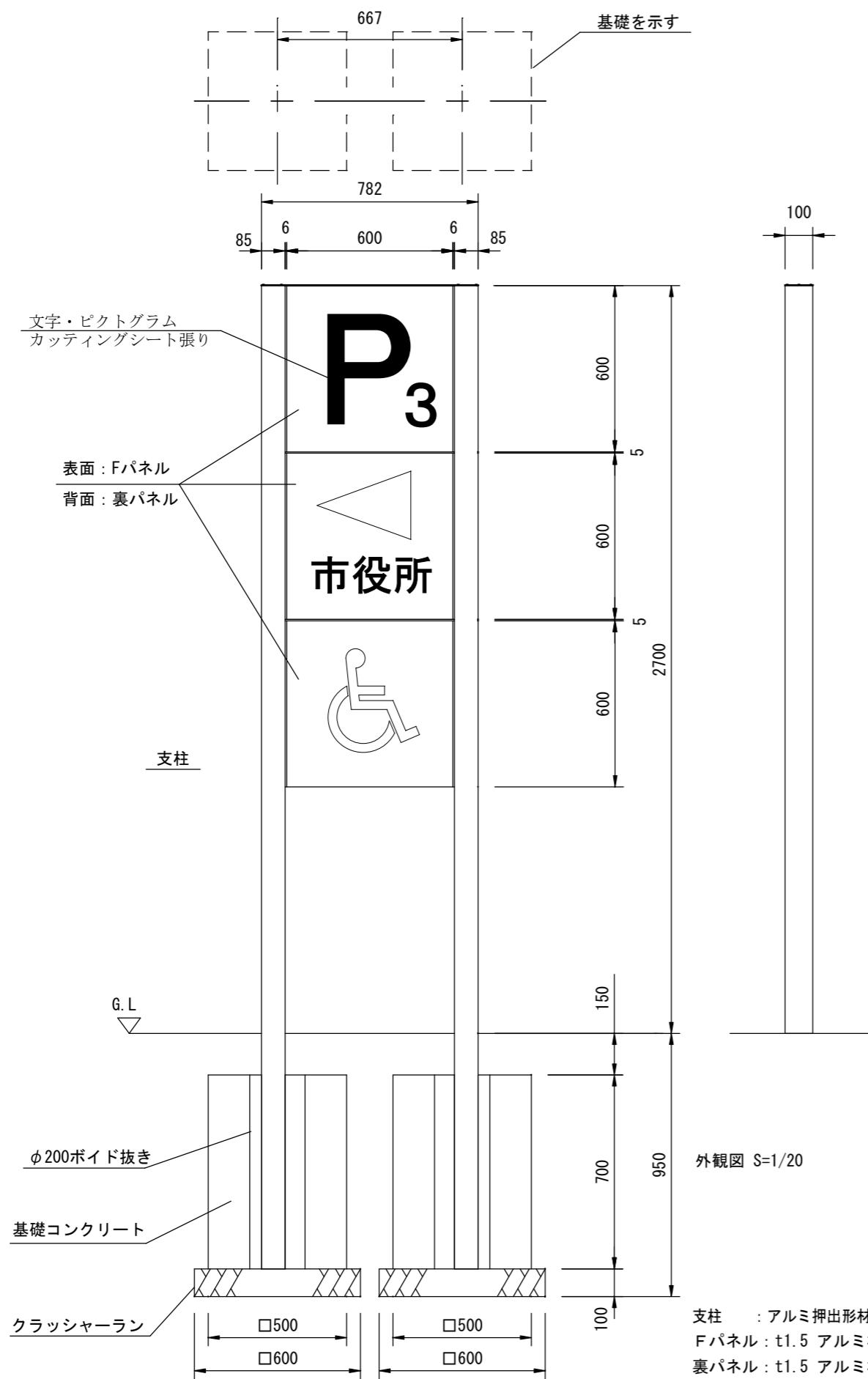
設計荷重・・・昭和57年改正の建築基準法・同施行令に基づく風圧力に依る。

基礎条件・・・長期許容地耐力 9.8 kN/m<sup>2</sup> (10 t/m<sup>2</sup>)

## 備考

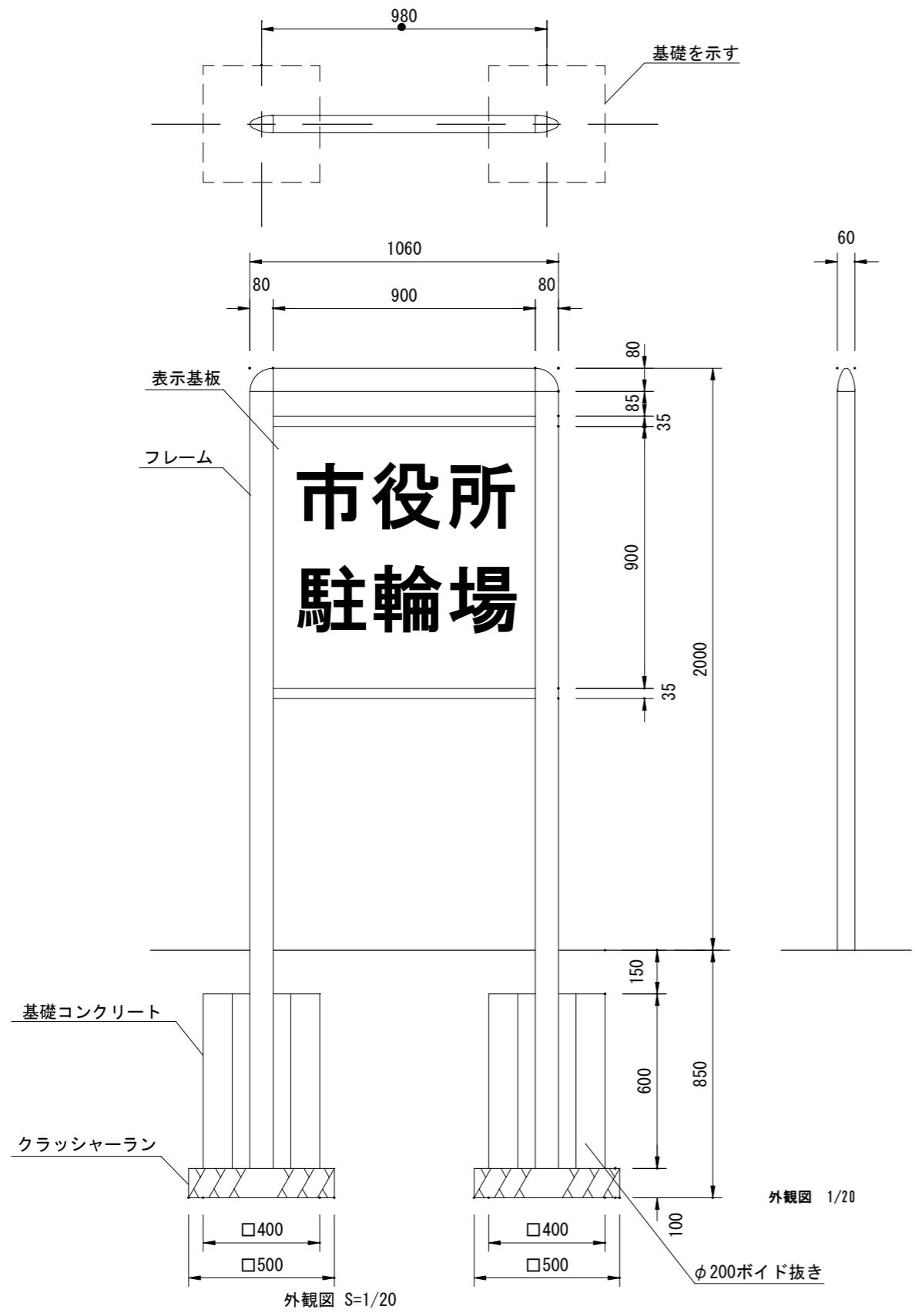
1. 外装について
    - ・主柱、ジョイント  
押え金具  
ワイヤメッシュ
    - ・バ ン ド
    - ・U 型 金 具
    - ・ボルト、ナット
- ・ 亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上高耐候性樹脂粉体塗装
- ・ 亜鉛・アルミ合金めっきの上高耐候性樹脂粉体塗装
- ・ 亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上防錆着色処理
- ・ 溶融亜鉛めっきの上防錆着色処理

工事名	来庁者用駐車場整備工事		
図番	A-15	図名	フェンス詳細図
作成	令和7年6月 日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年 月 日	設計	日野市総務部建築営繕課

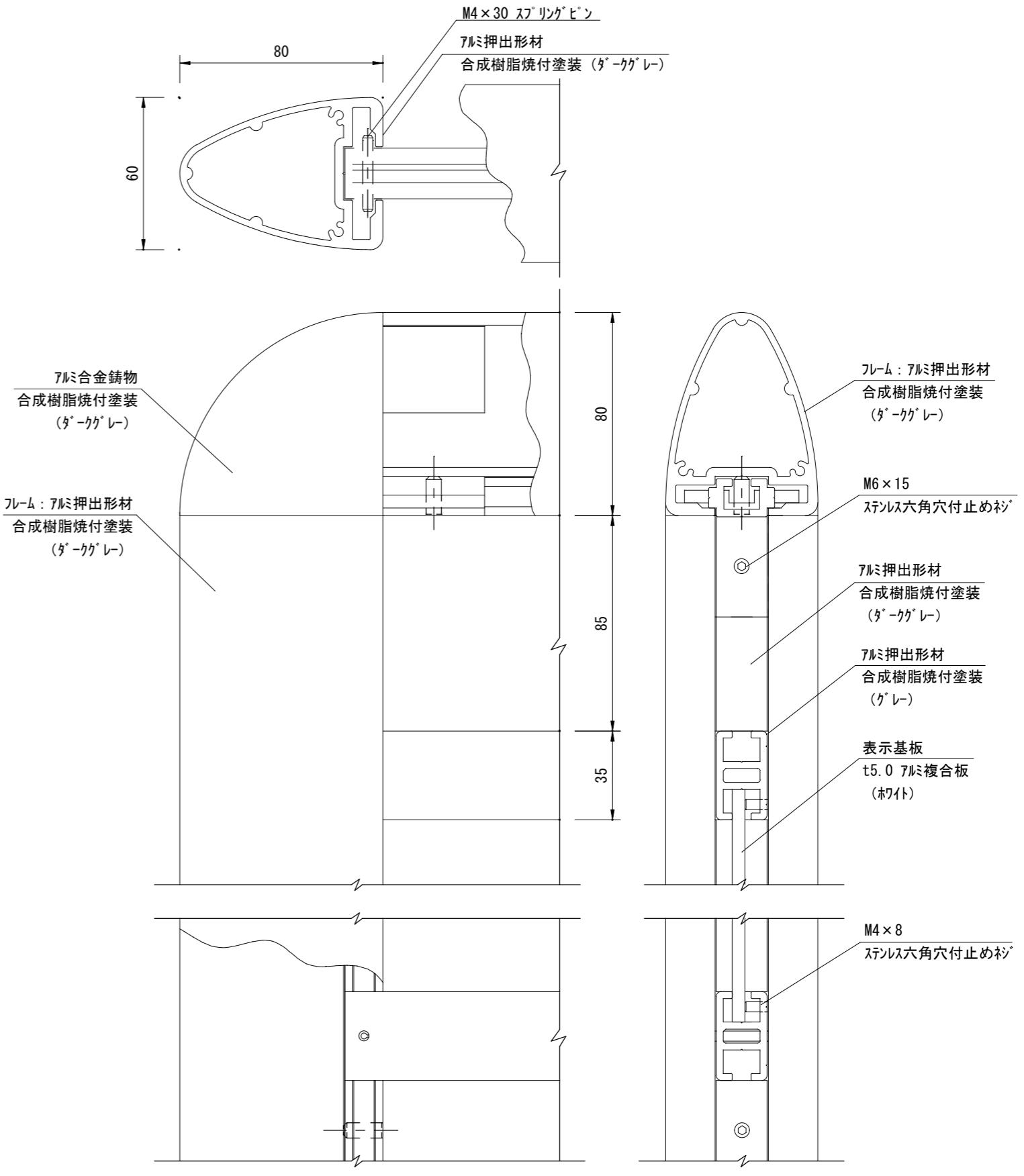


支柱 : アルミ押出形材、着色アルマイ特（ステンカラー）クリア塗装  
Fパネル : t1.5 アルミ板、合成樹脂焼付塗装（ホワイト）  
裏パネル : t1.5 アルミ板、合成樹脂焼付塗装（ステンカラー）

工事名	来庁用駐車場整備工事		
図番	A-16	図名	駐車場看板詳細図1
作成 令和7年6月 日	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正 年月日	設計 日野市総務部建築営繕課		

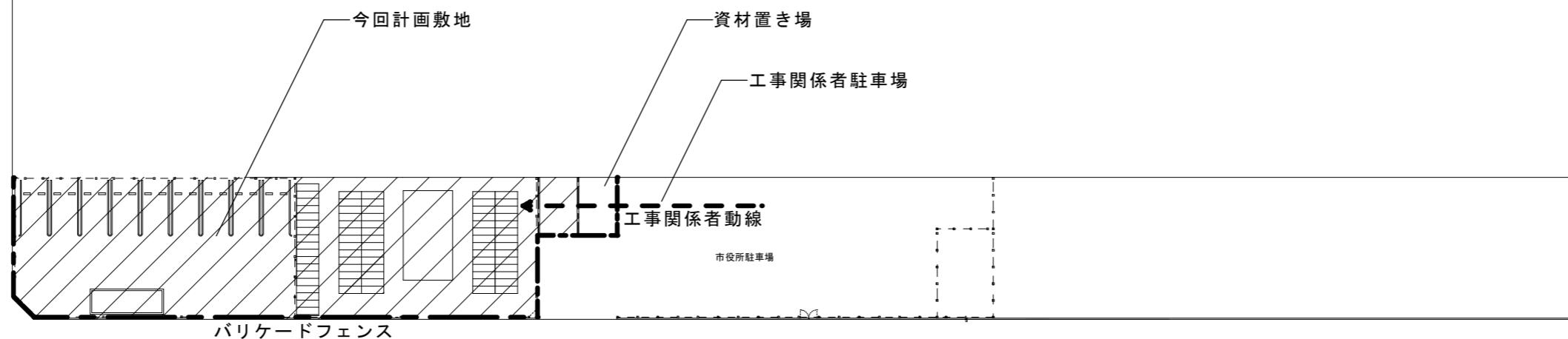


フレーム：アルミ押出形材、合成樹脂焼付塗装（ダークグレー）  
アルミ合金鋳物、合成樹脂焼付塗装（ダークグレー）  
表示基板：t5.0 アルミ複合板（ホワイト）

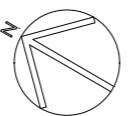


工事名	来庁者用駐車場整備工事	
図番	A-17	図名 駐輪場看板詳細図 2
作成	令和7年6月 日	監理 日野市総務部建築営繕課
訂正	年 月 日	設計 日野市総務部建築営繕課

- - - - - 工事関係者動線  
 - - - - - バリケードフェンス

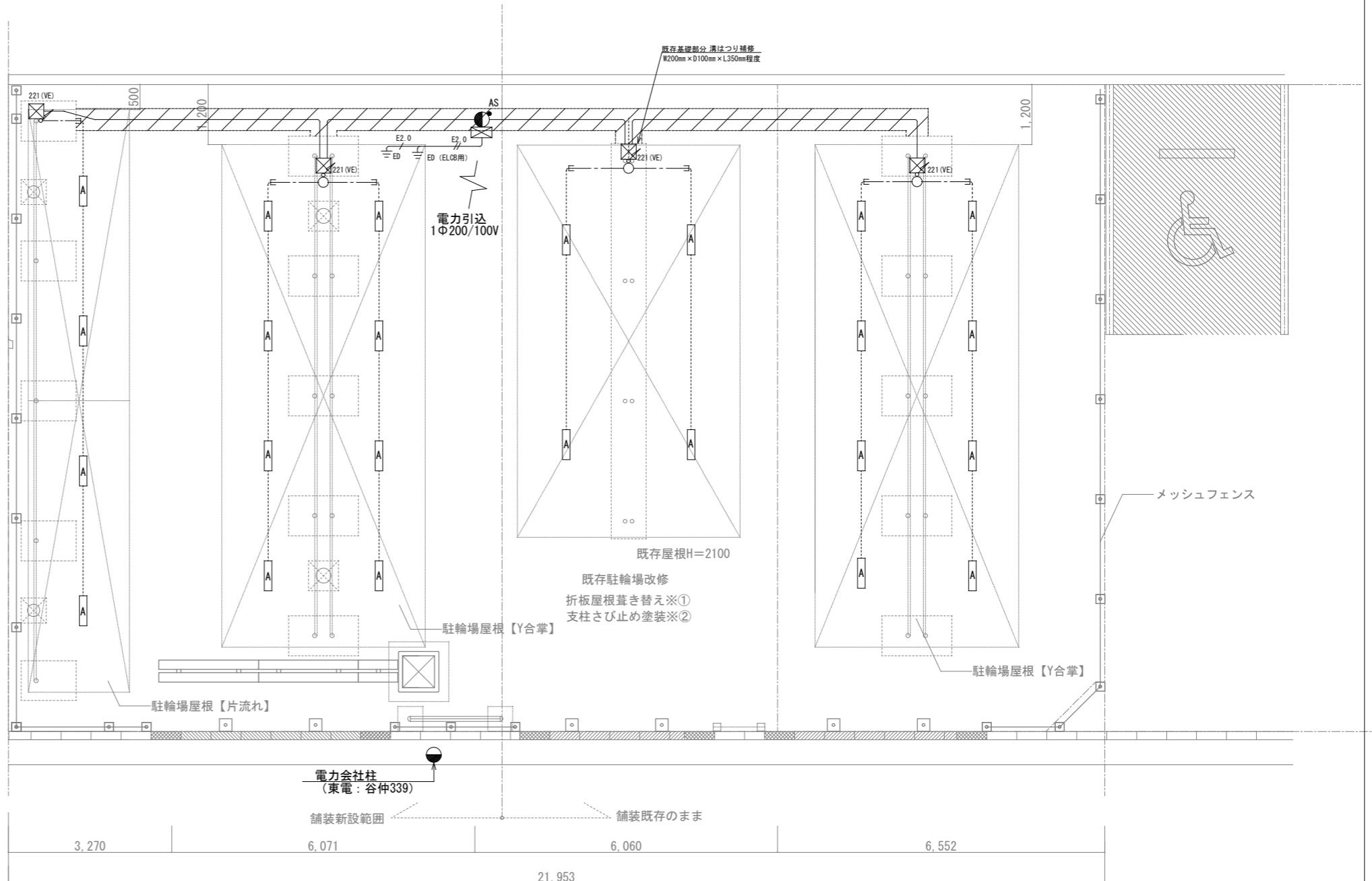
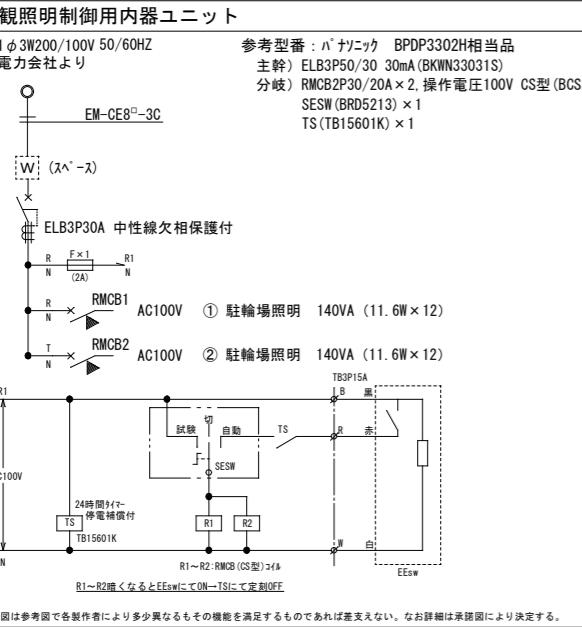
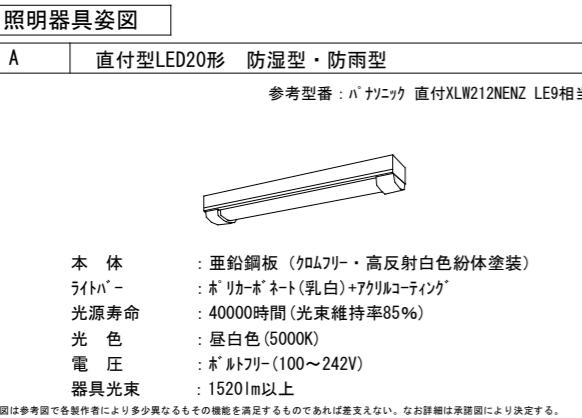
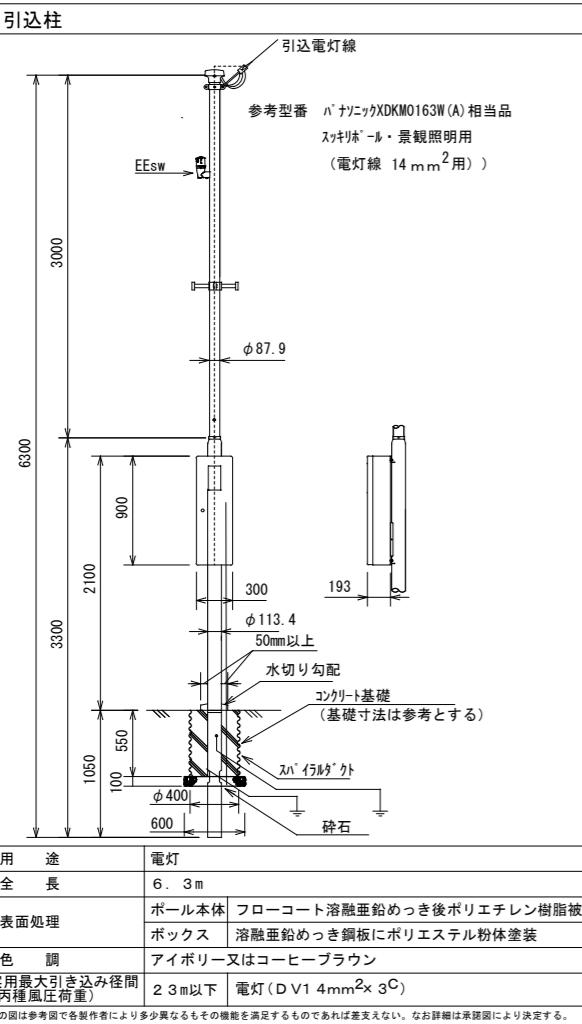


※来庁者等への安全対策を十分に行い、事故防止に努めること。



仮設計画図 S=1/500

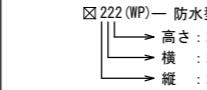
工事名	来庁者用駐車場整備工事		
図番	A-18	図名	仮設計画図
作成	令和7年 6月 日野市総務部建築営繕課		
訂正	年月日 設計 日野市総務部建築営繕課		



### 凡 例

記 号	名 称	備 考
●	引込柱(銅管注)	
■	引込開閉器盤、景観照明制御用内器ユニット内蔵	パナソニック BPDP3302H相当品 パナソニック DDB1313KW相当品
● AS	自動点滅器	100V-3A
□	照明器具 A	直付、照明器具姿図参照
+	接地工事	接地の種別は付記による
—	配管配線	地中
—	配管配線	露出
—	配管配線	露出
○	ジョイントボックス	三方出
■	ブルボックス	付記は溶融亜鉛メキ仕上げ

(注記) ブルボックスのサイズは下記による。



なお、付記(WP)は溶融亜鉛めっき仕上げとする。  
付記(VE)は樹脂製とする。  
強電用(金属製ブルボックス)は接地端子座による接地端子を設ける。

### 注 記

- 特記なき配管配線は下記による。
  - EM-CE 3.5<sup>2</sup>-2C E2.0 (FEP30)
  - EM-CE 3.5<sup>2</sup>-2C E2.0 (VE22)
  - EM-CE 3.5<sup>2</sup>-3C E2.0 (母屋内、ダクト内)
- 照明器具はボルト等により堅固に取り付けること。
- 地中埋設線路には埋設標識シート(W:150, 2倍折込)を敷設すること。
- 工事完了後に絶縁測定、照度測定及び動作試験を実施すること。
- は掘削範囲(約7.0m)を示す。配管埋設深さはGL-300に75mm厚み50を追加すること  
既設75mm埋設部分はカバー入れ舗装復旧も含む。
- FEP管と電線管の接続は異種管接続材料を使用すること。
- 既存駐輪場屋根部への照明及び配線の取付は、原則既存母屋にダクトを設置し取付のこと。

工事名	来庁者用駐車場整備工事		
図番	E-01	図名	平面図 縮尺: 1/50 (A1) 縮尺: 1/100 (A3)
作成	令和7年5月2日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年 月 日	設計	日野市総務部建築営繕課